

資料集の内容

かわさき市民オンブズマン第7回定例総会	1
市民オンブズマン活動方針決定（読売新聞03年5月11日）	1
KCT関係資料	2~48
累積赤字61億円（毎日新聞03年6月21日）	2
三セクのKCT累積赤字63億円（朝日新聞03年6月21日）	2
KCTをどうするか—市民団体が報告集会（神奈川新聞03年9月25日）	2
市民のためにKCTをどうするか 集会プログラム	3
KCT住民訴訟—代表幹事 篠原義仁	4
かわさき港コンテナターミナル株式会社事業資金融資に関する協定書	16
経常利益で初の黒字（神奈川新聞03年12月16日）	20
KCTが初の黒字へ（産経新聞03年12月16日）	20
KCT施設、市直営に（朝日新聞03年12月19日）	20
市、KCTを聴聞へ（読売新聞03年12月20日）	21
市のKCT聴聞来月5日に実施（朝日新聞03年12月26日）	21
川崎市市長阿部孝夫様—抗議文— 川崎港湾労働組合協議会議長 小林寿男	22
KCT、市聴聞で主張（朝日新聞04年1月6日）	24
年1億2000万円減免支援中止も（毎日新聞04年1月9日）	25
港湾三セクへの減免中止（朝日新聞04年1月17日）	26
聴聞結果は来週前半（朝日新聞04年1月22日）	26
クレーン代9億円未払い（毎日新聞04年1月22日）	26
川崎市KCT破産申し立て（神奈川新聞04年1月27日）	27
「あまりに性急」不満にじませ（神奈川新聞04年1月27日）	27
関係者各位へのご連絡—川崎市代理人弁護士	28
KCT従業員の皆様へ—保全管財人弁護士	29
KCT問題に関するオンブズマン声明	30
市議から批判続出（毎日新聞04年1月29日）	32
住民訴訟取り下げへ（読売新聞04年2月20日）	32
KCTが破産（毎日新聞04年3月13日）	33
KCTに破産宣告（朝日新聞04年3月16日）	33
破産決定—横浜地裁川崎支部	34
市民委員会資料—川崎市議会市民委員会（04年3月15日）	35
市長に質問状提出（毎日新聞04年4月29日）	45
川崎港コンテナ 市に撤退求める（東京新聞04年4月29日）	45
オンブズマンが質問状（読売新聞04年4月29日）	45
KCT事業で質問書（神奈川新聞04年4月29日）	45
KCT破産で市長に質問状（朝日新聞04年4月29日）	45
「かわさき港コンテナターミナル株式会社」の破産決定後の	

川崎市による主体経営反対及び質問状提出について	46
「かわさき港コンテナターミナル株式会社」関連の質問状	47
弁護士費用請求事件関係	49～54
市、一転して上告（読売新聞 03 年 5 月 8 日）	49
市の上告棄却（読売新聞 03 年 12 月 2 日）	49
上告理由書	50
最高裁第三小法廷決定	53
原状回復請求事件関係	55～69
違法確認の請求棄却（読売新聞 03 年 11 月 20 日）	55
非常識判決に怒りの控訴 篠原義仁	55
横浜地裁判決（部分）	56
控訴状	62
東京高裁判決	64
入札関係	70～81
（仮称）大宮中幸町線道路築造に就いて公開質問状	70
市道建設工事で公開質問状提出（読売新聞 03 年 12 月 20 日）	71
添付資料	72
公開質問状回答	74
危機感と実績望む意識か（毎日新聞 03 年 12 月 20 日）	78
申入書（川崎市長 阿部孝夫殿）	79
申入書の回答について	81
塩漬け土地問題（平成 14 年度公社直接売却用地集計）	82
民間に 10 件売却 22 億 4000 万円損失（毎日新聞 03 年 7 月 5 日）	82
政務調査費関係	83～92
「選挙の月なのに調査費多い」（朝日新聞 04 年 2 月 20 日）	83
オンブズマン請求却下（読売新聞 04 年 4 月 3 日）	83
政務調査費収支報告書	83
監査請求	84
監査請求却下	88
13 市が「領収書」要添付（毎日新聞 04 年 3 月 25 日）	91
川崎市が市議会議員に渡すお金はいくら	92
情報公開度ランキング（第 8 回全国情報公開度ランキング）	93
かわさき市民オンブズマン活動の記録	94～95

ズ決定
オンズ
オ方針
市民活動

市営地下鉄検証 市議の成績査定

川崎市の第三セクターの経営問題や入札での談合問題を追及している市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士)は十日、中原区内で定例総会を開き、今年度の活動方針を決めた。三セクや談合問題に加え、阿部市長が来月、推進か中止かなどを最終判断する市営地下鉄の建設計画に「これまで使った費用の分析や、推進することになった場合の市財政への影響を独自に検証する。」

また、篠原代表幹事は、改選されたばかりの市議に対し、公開質問状への回答や政務調査費の使途公開などの尺度で「成績査定を積極的に実施したい」との考えを示した。昨年度、多摩区の「北部

医療施設」を巡る談合問題でオンブズマンが申し立てた住民監査請求などがきっかけとなって市の入札制度の不備が表面化したこともあり、談合防止策にも議論が集中。基調講演した「かわさき市民オンブズマン」代表幹事の大川隆司弁護士(横浜市)は、自らが入札

制度改善のための適正化委員を務める長野県の取り組みを紹介した。制度改革により長野では、落札価格率が平均約20-40%低下したとの実例を踏まえ、大川氏は、①指

名競争入札の廃止や郵送での入札実施など、業者同士が顔を合わせない仕組みづくり②適正な入札が行われたケースの落札価格を蓄積したデータベースの整備①などの必要性を強調した。
読売新聞 03.5.11

累積赤字61億円

かわさき港コンテナターミナル

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」（鈴木毓夫社長、同市川崎区）は20日、02年度決算を公表し、固定資産の評価替えなどで

累積赤字が約8億円増え、約61億円になったことが分かった。

決算内容によると、同社は昨年度に20フィートコンテナ換算で約2万9500個のコンテナを取り扱った。同社の株式を50・8％保有し、筆頭株主の市から施設の使用料免除など支援を受けているが、経常は9100万円（前年比29・6％減）に、所有するレール式クレーン8台のうち、使用していない4台を臨時償却した損失などもあり、最終的な赤字は8億6500万円にのぼった。

6/21【高橋慶浩】

三セクのKCT 累積赤字62億円

02年度決算発表

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル（KCT）」は20日、02年度期決算を発表した。コンテナの取扱量は目標を上回ったが、当期損失は8億6500万円。累積赤字は約62億円となった。

KCTは94年の設立以来赤字続きで、業績改善を目指している。今期の売上高は5億7千万円（前年比29・6％減）。

クレーンなどの使用料の減額や人件費の削減などで経常損失を9100万円まで圧縮したが、クレーン4基の前倒し償却などで当期損失は膨らんだ。

03年度は大型船舶の寄港が予定されていることなどから、売上高6億2500万円を見込み、当期利益の黒字化を目指す。

今夏までに、04年度の抜本的な再建計画をまとめるという。

KCTをどうするか

来月7日 市民団体が報告集会

市民団体「かわさき市民オンブズマン」は十月七日、累積赤字が経営を圧迫している川崎市の第三セクター、かわさき港コンテナターミナル（KCT、鈴木毓夫社長）について、「市民のためにKCTをどうするか」と銘打った集団監査請求の報告集会を川崎市中原区の中原市民館で開く。

KCTは世界最大級のコンテナ船が入船可能な施設として一九九四年に川崎市などの出資で設立。市は株主の50・8％を持つ筆頭株主だが、同社は二〇〇一年度末の累積赤字が五十三億円余りとなり、厳しい経営状況にある。

同オンブズマンは市に同社の会社整理が更生手続き開始の申し立てを行うよう昨年十二月に集団監査請求を行った。外部監査で実質的に破たんしていることが分かったものの、三月に請求は棄却された。

このため同オンブズマンは四月、「更生手続きなどを開始しないのは怠慢」などとして川崎市長を相手取

り横浜地裁に住民訴訟を起している。

報告会は三部構成。「KCTの破綻（はたん）」とその責任」と題して、山口不

二夫青山学院大教授が講演。その後、関係者が「KCT住民訴訟の現状と展望」として、これまでの活動を報告し、最後に質疑応答の時間を設けるとい

う。

午後六時半からで、入場無料。問い合わせは、かわさき市民オンブズマン

044-(211)-0121、

(山口 朋展)

市民のためにKCTをどうするか

プログラム

司会 清水芳治

1. 開 会—KCT問題と私たちの取組み 江口武正

2. 基調講演「KCTの破綻とその責任」
山口不二夫（青山学院大大学院教授）

3. 弁護団報告
「KCT破綻の法的責任」 大川隆司（弁護団）
「KCT住民訴訟の現状と展望」 篠原義仁（弁護団）

4. 質疑応答と討論 —— フロア発言

5. 閉 会 —— まとめに代えて

KCT 住民訴訟

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

① FAZ と KCT(かわさきコンテナターミナル)の一体性

1 2000(平12)年4月21日、FAZ に対し監査請求赤字経営が続く FAZ に対し、川崎市が地代年額1億6千万円の減額措置をした経済支援の差止請求。

これに対し、外部監査採用

2 外部監査結果

FAZ の公共性を認めつつ、FAZ 会社、そしてそれを容認する川崎市の姿勢につき「会社の損益見通しは、将来債務超過となる可能性が高い」として批判。すなわち、会社と川崎市の見通しの甘さを厳しく批判。

その上で

- (1) 土地の権利金225億円のうち40億のみ回収し、185億円の回収を未放置にし、債権保全措置(利息の回収等)を採っていないとして、その問題点を指摘。
- (2) 川崎市の支援につき、川崎市の負担のみ荷重。会社の経営援助のためには、他の株主、債権者の協力が不可欠としてそれをせずに川崎市のみ財政支援することを批判。
- (3) 経営指導念書については、川崎市の弁明にもかかわらず不測の損害、すなわち債務保証責任をもたらす恐れがあるので金融機関に提出するのは望ましくないと警告。
- (4) 長期損益、収支見通しにつき重ねて批判
すなわち、賃貸収支の単純な引上げ、利率上昇を見込んでいない長期借入金の支払利息、耐用年数経過後の新規又は更新投資を行うことになって

いない計画のズサンさを批判した。

- (5) 川崎市長が当時 FAZ の取締役会長に元助役が代表取締役に就任していることに警鐘をならした。

事実、第三セクターは市幹部職員の天下りになっていて、そのことの警鐘は重かった。

- 3 ① その後の FAZ 問題は、第 5 点のうち市長が会長を辞任という点のみが履行されただけで、赤字のボロつくろいの第 1 点につき、利子免除して小手先の対策をとったが、赤字経営建て直しの抜本的対策はとられないまま推移。

- ② オンブズマンは利子問題につき、第 2 次の監査請求をし、FAZ 問題の川崎市申入を行なっているが実効はあがっていない。

しかし、FAZ の外部監査が指摘した問題点は有意義であり、現在も重い意味をもっている。

- ③ KCT は、この FAZ と連動して、つまり単純に言えば FAZ が倉庫業、KCT が荷下し等のコンテナターミナルとして一体的に設立されたもので、FAZ の外部監査の分析、検討が生かされる必要がある。

② KCT へ 4 回の監査請求

- 1 (1) 1998 年(平成 10 年)6 月 30 日 「第 1 回監査請求」

平成 8 年で 15 億円、9 年で 10 億円の赤字。

施設使用料の半額化禁止と新たな資金提供の差止め。

- (2) 8 月 13 日に監査請求委員からの通知。

減額措置は事業の必要上使用する施設が対象であり、減額措置が時限的措置であることから裁量の範囲である。

新たな資金提供の事実はない。

cf オンブズマンの監査請求を受け、監査結果が出る直前に資金提供を中止

- 2 (1) 2000 年(平成 12 年)3 月 14 日 「第 2 回監査請求」

かわさき市民オンブズマン

2003 年度活動報告

資 料 集

2004 年 5 月刊

ガントリークレーンの使用料無料化(年間使用料1.1億円。5年間の免除額7.4億円)

その他施設利用料(5年間、3.6億円)の無料化に対し監査請求。

(2) 5月10日監査結果の通知。

今回の措置請求の対象となっているガントリークレーン使用料の免除については、その免除額が平成12年度の場合コンテナ取扱量を7万個として試算すると、約1億1千2百万円となる。このように今回のKCTに対する支援措置は市にとっても厳しいものであるが、この措置が、川崎港コンテナターミナルの安定的な運営を確保するため、そして川崎港の発展に資するため特に必要な措置と認めざるを得ないことから、請求人が主張する公益上の必要がある場合の要件を満たしていないとは言えないものと判断した。市の支援措置は特に慎重を期すとともに、市としては、筆頭株主としてKCTの事業内容の徹底した見直しと今後の経営見通しを厳しく指導し、必要な対応を行なう責務があるものと思料する。

3. (1) 2000年4月21日 FAZ への監査請求(前述のとおり)

「かわさきファズ株式会社」固定資産税の二分の1減額等の指し止めを要求し、個別外部監査を要求。

7月14日監査結果の通知。

請求は棄却されたが、川崎市の問題点を鋭く指摘した。

4 (1) 2002年5月23日「第3回監査請求」

港湾施設使用料の減免による損害を阿部市長、高橋前市長に返還要求。

① 2001年12月、阿部新市長は、KCTの第三セクターとしての存続を否定した専門家検討委員会答申に基づき、この答申を受け入れてKCTを処理するかのよう姿勢を示したが、しかし、のちにこれを撤回し、前記支援を続行。

② すなわち、2001年11月29日付川崎市港湾関連出資法人検討

委員会答申。

(答申内容)

KCTは、産業活動や市民生活に資する川崎コンテナターミナルの運営主体として高い公益性を有する。

しかしながら、貨物取扱い状況や営業ベースでの赤字といった同社の状況や経済金融環境などを総合的に判断すると、同社の経営は今後とも極めて厳しい状況にあるといえる。また港灣を取り巻く環境変化を考慮すると、第三席ター方式が、コンテナターミナルのポテンシャルを引き出す最も適切な運営手法なのか、再検討の余地があると思われる。こういった観点から、同社については、今後抜本的な見直しも含め検討が必要と考える。

———新たな運営方法を検討することが望ましい。

「かわさき港コンテナターミナル株式会社」については、存続を希望する市の意向は理解するものの、存廃を含め早急に検討を行い、コンテナ事業が十分に機能できるような方向を打ち出すことが必要である。」と川崎市の決断を迫った。

③ 2001年(平成13年)11月29日 オンブズマンが阿部市長宛
要請書

12月27日：同回答

本市では、港灣を取り巻く環境の変化や、今日的な第三セクターの状況などを的確に把握するため、学識経験者や弁護士、公認会計士からなる

「川崎市港灣関連出資法人検討委員会」を設置し、高度で専門的な立場から様々なご討議をいただき、答申を頂いた。

KCTは公益性が高いが、運営が非常に厳しく好転の見込みは低く、抜本的な検討が必要とされている。この答申を最大限尊重したい、今

後、関係者と十分協議を行い適切に対処したい。

④ 存続を決定

上記にもかかわらず、新聞報道(2002/1/23)によると「川崎市は経営難に陥っているKCTについて、近くまとめられる収支計画が現実的内容との前提で、存続を支援する意向を22日までに固めた。」とのことで存続を認めた。

すなわち、財団法人政治経済研究所報告(「川崎市東扇島コンテナターミナル・ファズ物流センター問題—その破綻の軌跡と解決策」2001年8月)があり、それをうけての私たちの申入、しかし、支援続行。

⑤ そこで2002年5月23日に赤字会社で倒産必至のKCTに前記経済的支援を行えば、必ず川崎市に損害が発生するとし、従って、その場合には市長以下幹部の損害賠償義務が発生するとして、前市長と現市長に損害補填を求めるべしとして監査請求。

⑥ 2002年7月17日 監査意見間で意見不一致として監査請求棄却

「KCTが経営面で極めて憂慮すべき事態に立ち至っていることは事実である」としながらも、「『港湾振興対策上の必要性』『損害賠償責任の要件』『経営改善策の効果』などについて監査委員の意見の一致を見ず、結論に到らず」との理由にもならない理由で棄却。

5(1) 2002年12月24日 「第4回監査請求」

(監査請求の内容)

「KCTの業績は、川崎作成の収支見込みにつき措信できず、赤字体質の改善は不可能で早期の倒産を免れない。

こうした状況の中で、川崎市は出資50.8%の筆頭株主として前記会社の会社整理もしくは、更生手続開始の申立を行うべきであり、請求人はその措置請求を求めて、すなわち、地方自治法第242条に基づき、執行

機関である川崎市長及び同職員に、前記「怠る事実」の是正を求めて本請求に及んだ次第である。」

として監査請求の申立を行い、あわせて、地方自治法第252条の43第1項に基づき外部監査請求（FAZにつづき2回目）

(2) 外部監査の採用

(3) 2003年3月7日 外部監査報告

「KCTは平成6年の設立当初から、毎期大幅な赤字を計上しており、平成13年度末における未処理損失累計額は、5,292百万円にのぼっており、また債務超過額も、4,682百万円となっている」

とし、それに続けて

「KCTは川崎市から港湾施設使用料の減額（平成10年度より）、ガントリークレーン使用料免除（平成12年度より）の支援を受けている。

また、平成14年度及び平成15年度において新たに、金融機関からの金利減免、地元港運業者からの出向者の出向料の免除、すなわち営業キャッシュフローが黒字となる見通しを持っている。

しかし営業キャッシュフローが黒字となったとしても、民間の会社では得られない支援を前提としたものであり、民間営利法人としての採算性を考えれば、経営は決して健全な状態とはいえない。

一方、財務キャッシュフローの面では、平成13年度において短期借入金5,400百万円、及び長期未払金1,084百万円の残高があり、その返済見通しは立っていない。」

とし、前述したとおりKCTを「破綻」会社と結論づけた。

その一方で、KCTの事業を廃止した場合の損失、川崎港におけるコンテナ事業の展開の必要性を認定し、他方、KCTの招来営業の不安定性、荷主や船会社からの信用の乏しさ、KCTのもつ過小資本、過大設備の問題、当初計画からの見込み違いの問題を認定し、それに加えて「多額な有

利子負債を切り離すための法的手段を含む方策の実施」を強調した。

その上で外部監査報告は、請求人の求める会社整理の申立て、又は、会社更生の申立てに係る法律上の義務につき検討した。

- (4) 外部監査報告は、①支配株主の責任（「事実上の支配者」としての責任）という法律論を立て、これを会社更生の申立ての場合と会社整理の申立てに分け検討し、いずれも未だその法的義務は発生していないとしてこれを棄却した。

また、外部監査報告は、②公益目的による所有に係る責任についても民法第70条にまで言及し検討し、しかしこれについてもその法的責任を否定した。

その一方で、

「もっとも、前述のような川崎市とその住民との関係を考慮すれば、川崎市に対して現在直ちに会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行なう義務を認めることはできないとしても、KCTが金融機関からの継続融資を途絶された場合、金融機関による金利減免の停止、または地元港運業者による出向者の人件費の負担等を実施している緊急措置計画がKCTの経営健全化について功を奏しないことが判明した場合等には、状況が変り、川崎市に対して会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行なう義務を認める余地がありうると解される。この義務の判断にあたっては、金融機関による契約更新が実施されるか否かが問題となる平成15年5月末日、あるいは遅くとも上記緊急措置計画が終了する平成16年3月末日等が一つの目安になるかと思われる。」とした。

- (5) この外部監査をうけて内部監査として請求棄却の結論(全員一致)
(6) 2003年3月31日、会社整理を骨子として住民訴訟の提起

③ KCT 住民訴訟

1 請求の趣旨

筆頭株主の川崎市の執行機関である川崎市長が商法381条に基づき会社整理の申立をしないことを
を怠る事実として捉えその憲法確認

2 その根拠— KCT の破綻の実態

(1) KCTに係る外部監査結果

(2) その他の専門的検討

① 2001年1月29日付 港湾関連出資法人検討会答申

② 2001年8月 前述した政治経済研究所報告

③ 2002年9月 同研究所「川崎市コンテナ・ターミナル破綻の検証—
その経緯と責任」

④ 2002年5月 市自身(行財政改革推進室)による第三セクター等の点
検評価報告書

⑤ 2002年9月 東京商工リサーチ調査

3 会社整理の申立とその論拠

(1) 地方財政法第8条

「地方公共団体の財政は、常に 好な状態において管理し、その所有の
目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」

(2) 商法第381条 cf 会社更生法第30条2項

会社経営につき、債務超過に陥る虞のあるときは、6ヶ月前より引続き
株式を有する株主は、会社整理開始の申立ができると規定

(3) 執行機関としての「善管義務」

地方自治法第138条の2

「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算そ
の他の議会の決議に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該
普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、
及び執行する義務を負う」

(4) 以上の具体的内容

① 「このまま放置しておけば株式の下落を招く」（訴状の主張）

cf. 外部監査結果

「確かに、KCT が現在のような赤字経営を続けるとすれば、川崎市の所有する KCT の株式の価値は減少する」

② 「損失補償責任」の範囲の拡大

4 「損失補償」について

(1)① KCT の設立（平6. 5. 10）に際し、KCT と川崎市は協調融資団（横浜銀行、川崎信用金庫、第一勧銀）との間で、「融資協定書」を締結。

融資協定書によれば、三金融機関の KCT に対する融資限度額は、毎年度川崎市特別会計予算に定める、市の KCT に対する損失補償額を限度とすること（第1条）、融資金について金融機関が「損失を被った場合」は市がその「損失を補償」するものとし、具体的には、KCT が弁済期限後3か月を経過した時点で、債務を完済しないときは、市は金融機関の請求に対し「遅滞なく損失補償金を交付する」ことが約束されている（第5条）。

② 「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和21年法律24号）第3条の明文により「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができないと定められているために、市が KCT の金融機関に対する債務を保証することは許されない。

そこで融資協定書では、あえて「債務保証」と言わず「損失補償」という文言を用いているのであるが、単なる履行延滞が「損失補償」事由とされているのであるから、融資協定書第5条は、その内容においてまぎれもなく法の禁止する債務保証にあたる。

③ 自治省の指導を受けた市は、平成7年度以降の KCT の事業資金借入については損失補償を見合わせることにしたが、協調融資団あての平成13年12月28日付文書、「かわさき港コンテナターミナル(株)に対する対応について（回答）」において、KCT の借入金のうち、前記融資協定書に基

づく借入金で、協定書第1条に定める損失補償額を限度とする借入金（当初借入金8億円）については、「その損失が確定する等要件を満たした限りにおいては、本市に責任が存在する」ことを認めている。

このように KCT の経営状態の悪化は、市に対し株式の価格の下落とならんで、損失補償責任の拡大という形における損害をもたらす。

(2) 株主としての権利行使は、市の損失を防止するための唯一の手段

- ① KCT の破綻を隠蔽するために、市はこれまでに港湾施設使用料の減額（平成10年度より）、ガントリークレーン使用料の免除（平成12年度より）などの助成をして来たし、平成14年度以降は、金融機関からは金利の減免、民間港運業者からは出向者の人件費負担など、考えられる限りの支援を KCT は受けるに至っており、外部からの支援という形ではこれ以上「打つ手はない」状態になっている。
- ② KCT の破綻の原因は、東京、横浜という二大スーパー港湾（外貿コンテナ貨物量においてそれぞれ川崎港の約40倍の規模を有する）に挟まれているという地理的条件のもとで、あくまでも東京湾、横浜港のマネをしたい、という非現実的な目標設定に由来する。

かかる目標の追求が非現実的であり、事業を継続すればするほど損害が拡大するという因果関係を客観的に確認した上で、一日も早く、事業を停止させることが、川崎市の利益となる。

そのために市が行使しうる事実上唯一の手段は KCT の株主としての権利の行使である。この場合行使すべき権利は、講学上いわゆる共益権であるが、前述のとおり余人を利するための権利行使ではなく、市自らの経済的利益を確保するための権利行使に他ならない。

かかる権利の行使を財産管理上行為の範 から除外することが許されるとすれば、株式という公有財産については管理はおよそ無用というに等しい。

- ③ 市が株主として権利を行使する場合に、倒産法のメニューの中から何を選ぶかについては、ある程度の選択の幅はありうる。

川崎市長が指摘する会社更生法や民事再生法は、事業の維持更正もしくは再生を図ることを目的とする法律であり、特定調停法は、あくまでも民事調停法の特例にすぎず強制的な紛争解決手段を有していない。

その点商法上の整理手続は、裁判所の選任する検査役による、会社の業務および財産状況に関する検査等を経て明らかにされた客観的状态に即して、整理終結か破産手続への移行かを裁判所が決定するという、中立的かつ強制力を伴う手続であって、川崎市の客観的利益を追求する上で最も適切なものである。

- ④ 被告には、かかる制度を活用することにより、KCTの破綻に伴う川崎の「二次災害」を極力抑制することによって、株式という市の財産の管理行為をすることが客観的に要請されている。

5 当面する課題

- (1) FAZ、KCTの経営分析にあたっている学者との共同研究
(2) 港灣法第29条の検討

「港灣局がその業務を行うために要する経費（港灣工事に要する経費は除く）は、その管理する港灣施設等の使用料及び賃貸料並びに港灣局の提供する給水等の役務の残余その他港灣の管理運営に伴う をもって、まかなわれなければならない」（ランニングコストの収支バランス）。

- (3) FAZ、KCTの設立自体の誤り—最重要検討課題

東京、横浜に挟まれた川崎に「ハブ港」機能をもたせるとして設立しあこと自体の誤り。

- (4) スーパー中 港灣候補に立候補したが川崎港は落選（2003年）
—その原因の検討

cf. 「先行行為」（政策決定）に誤りのあったものの責任追及の法理の検

討。

(5) KCT の今後の推移

- ① FAZ は残し、KCT は？ どうなる、どうする！
- ② KCT は整理し、FAZ の追及の斗いをどう構築するか
- ③ KCT の取組みを皮切りに第三セクター問題の全面見直しを進める取組み
- ④ そのためにも KCT 住民訴訟の早期勝利を

かわさき港コンテナターミナル株式会社事業資金融資に関する協定書

協調融資団（別表に掲げる金融機関以下「甲」という。）、かわさき港コンテナターミナル（株）（以下「乙」という。）及び川崎市（以下「丙」という。）の三者の間に甲の乙に対する事業資金の融資並びに丙がこれに対し損失補償をすることについて、次のとおり協定する。

（融資限度額）

第1条 甲の乙に対する融資額は、毎年度川崎市特別会計予算に定める丙の乙に対する損失補償額を限度とする。ただし、個別案件の融資の時期、金額については、金融経済情勢等勘案し、その都度、甲乙協議により決定する。

（融資比率）

第2条 前条の融資限度額に対する甲の融資比率は、別表のとおりとし、それぞれ分担融資する。

（融資条件）

第3条 この協定に基づく甲の乙に対する融資条件は、次の各号による。

- (1) 用途は、乙の定款に定める業務に要する資金とする。
- (2) 期間、償還方法、利率及び利息の支払方法は別に差入れる借入証書及び借入申込書に記載のとおりとする。

（融資形式）

第4条 融資の形式は、証書貸付又は手形貸付とする。

2. 乙は、甲に対し、あらかじめ「銀行取引約定書、あるいは信用金庫取引基本

契約証書をまた、融資の都度、借入証書及び借入申込書を差入れるものとする。

3. 乙は、前項の約定書及び証書の各条項を遵守する。

(損失補償)

第5条 この協定に基づく甲の乙に対する融資について、甲が損失を被った場合、丙は次項以下により、その損失を補償するものとする。

2. 乙がこの協定に基づく借入債務（以下「本債務」という。）について、甲の催告にもかかわらず、その最終弁済期限後3箇月を経過しても、本債務全額（利息を含む。以下同じ。）を弁済しなかったときは、甲は丙に対し、その被った損失の補償を請求する。

3. 甲は、乙が解散等によって期限の利益を失った場合は、本債務全額についてその期限が到来したものとみなして、前項により丙に損失の補償を請求するものとする。

4. 丙は、前2項により甲から損失補償の請求を受けたときは、遅滞なく損失補償金を甲に交付する。この場合、損失補償として交付する金額は本債務残高と交付の日までの未払利息及び延滞利息の合計額とする。

(報告・計画書の提出)

第6条 乙は各事業年度ごとに、過年度の決算報告書、当核年度の事業計画及び資金計画を甲に提出するものとする。

(協定の有効期限)

第7条 この協定は、平成6年5月10日から平成7年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、この契約期間満了前1箇月前までに当事者のいずれか一方から解約の意思表示をしないときはさらに一年間同一条件をもって延長させるものとする。

し、以後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めた事項の変更、その他必要と認められる事項については、その部
度、甲、乙及び丙の協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、甲
の代表幹事銀行の株式会社横浜銀行、乙及び丙が各1通を保有する。甲の代表幹事銀行以
外の金融機関は協定書の写を保有するものとする。

平成6年5月10日

甲 住所

川崎市川崎区砂子1丁目1番地17

株式会社 横浜銀行 川崎支店

氏名

支店長 大久保敏治



住所

神奈川県川崎市川崎区砂子2丁目11番地17

株式会社 第一勧業銀行 川崎支店

氏名

支店長 北原 彬



住所

川崎市川崎区砂子2丁目11番地1

川崎信用金庫本店営業部

氏名

部長 序 桐 匠 夫



乙 住所 川崎市川崎区東扇島3番地1
かわさき港コンテナターミナル株式会社
氏名 代表取締役社長 高橋 豊輔

丙 住所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏名 川崎市長 高 橋 清

<別表>

協調融資分担割合

(単位%)

金融機関名	分担割合
株式会社横浜銀行	50
株式会社第一勧業銀行	25
川崎信用金庫	25

経常利益で初の黒字

KCT03年度
中間決算 依然大幅な債務超過

川崎市の第三セクター、かわさき港コンテナターミナル(KCT)、鈴木航夫社長は十五日、二〇〇三年度の九月中間決算と通期見通しを明らかにした。

それによると、四、九月のコンテナの取扱数量(二十以コンテナ換算、TEU)は、荷主の香港・台湾方面の航路変更が影響し一万余九百四十四個と期初見込みをやや下回ったものの、川崎港での船積みでは

なく東京港も横浜港への陸送個数が伸び、経常利益は三万円ながら開業以来初めての黒字を計上した。

通期の業績見通しについては、コンテナの取扱数量は三万四千二百九十四個と期初見込みを約二千七百個下回るが、陸送個数の伸びや遊休施設の活用などによる経費節約などで営業利益二十六百万円、経常利益二百万円を確保できるとみている。

ただ、市の施設利用料の減免措置や金融機関の支援といった中で、約五十五億円という大幅な債務超過状態は依然として続いており、同社は今後も、既存航路の取り扱い拡大と川崎市内の荷主の開拓に努めるとしている。

鈴木社長は、羽田空港再拡張が具体化することについて、「工事が始まれば、東京湾という位置付けでは東京港より川崎港が(荷主には)便利になる」などと、コンテナ取扱量の先行きに期待感を示した。

(林 義亮)

KCTが初の黒字へ

産経の12.16
貨物運送増加などで改善

川崎市の第三セクター、かわさき港コンテナターミナル(KCT)は十五日、今年度の業績見通しの上方修正を発表し、経常損益は当初計画の九百万円の赤字から二百万円の黒字と、設立以来初の黒字化を達成できると見込みとなった。

香港の海運会社の航路

産経新聞 03年 12月 16日

神奈川新聞 03年 12月 16日

KCT施設、市直営に

ターミナル 経営再建へ方針

巨額の累積赤字を抱える川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」(同市川崎区東扇島)の再建策について、同市は18日、同社のターミナル施設を市が直営管理する方針を固めた。

KCTは94年に設立。資本金6億1千万円のうち、市が50・8%にあたる3億1千万円を出資している。主な事業は市から委託を受けているターミナル施設の管理・運営、港運送などで、同社の会長には市役所の幹部OBが就任している。

「港運」部門を設け、荷役作業にあたるという案などを提示。コンテナ置き場や駐車場の土地、荷役機器、事務所、業務車両を市から借り受けることなどを条件にした。

しかし、市は今日15日、「KCTに委託できただけでは、市が50%以上出資している第三セクター

「港運」部門を設け、荷役作業にあたるという案などを提示。コンテナ置き場や駐車場の土地、荷役機器、事務所、業務車両を市から借り受けることなどを条件にした。

しかし、市は今日15日、「KCTに委託できただけでは、市が50%以上出資している第三セクター

だから。組合には委託できない」と回答していた。市幹部は「KCTそのものを直営管理するということではなく、再建策の一つとして、KCTが現在担っている事業のうち主要事業であるターミナル施設の管理運営だけを市が直営するという内容だ」と話した。

増え続ける予想されたコンテナ貨物に対応するため設立されたが、デフレ不況などで業績が悪化し、前年度決算で累積赤字が約62億円にのぼった。同社は三つの金融機関から総額54億円の借入れをしている。01年度には施設の一部が譲渡担保となっている。

市は今年8月ごろから

市、KCTを聴聞へ

港湾施設使用料減免措置 打ち切りの可能性

川崎市は十九日、累積赤字六十二億円を抱える市の三セク「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)に対し、聴聞の手続きに入ったことを明らかにした。

市が、三セクの聴聞を行うのは初めてで、年間約一億二千万円に達している港湾施設使用料減免措置の打ち切りの可能性が強まった。

会見した桙瀬武市港務局長は「来年度以降の関係者の支援の有無や経営の抜本的改善策などについて十分な回答を得られない」と、KCT側の姿勢を批判。減免措置中止に向け、経営改善策など併明の機会を与えるための聴聞を来月五日にも開き、「一週間から十日程度で結論を出す」といふ。

KCTは、市から50・8%にあたる三億一千万円の出資を受け、コンテナ船から降ろした積み荷をさばくターミナル施設の管理・運営を行っている。

市は出資金を失うほか、KCTが三つの金融機関から借り入れている総額五十四億円のうち、八億円の損失補償を行う義務を負っている。市は、一九九八年から段階的に施設使用料の減免を実施。ガントリークレーンの使用料免除、荷さばき地、使用料の半額免除などの措置を取ってきた。桙瀬局長は「市としてはコンテナターミナルの機能継続が最優先。市直営、純民間企業への委託なども視野に入れている」と述べた。

KCTの鈴木輔夫社長は「突然の話で困惑している。支援、減免は続けようと思っている」と話している。

市のKCT聴聞 来月5日に実施

川崎市は、巨額の累積赤字を抱える市の第三セクタ「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の港湾施設使用料の減免の見直しに向けての聴聞を、来月1月5日に開くことを決めた。非公開で行われる。

KCTの財政状況などから、市は00年からクレインの使用料など年間約一億二千万円を減免している。聴聞はこの措置を今後も続けるかどうかを巡って行われる。KCTが抜本的な経営改善策を提示できなければ、市は減免を打ち切るという。



2004年1月5日

川 崎 市

市長 阿 部 孝 夫 様



抗 議 文

(かわさき港コンテナターミナル㈱の件)

我々、川崎港湾労働組合協議会は、かわさき港コンテナターミナル㈱（以下KCT）設立以前から、ターミナルのレイアウトや高規格と称し、自動化をめざしたガントリークレーン等の機器の導入には、安全面や荷役効率、また莫大な費用がかかること等から強く反対してきた。

しかしそのようなことは一切無視し、今日では改修に改修を重ねた結果使い物にならず、廃棄処分にされた物も多く借金だけが残っている。

この時に、オペレーターである我々の意見も聞き入れていれば、安価で効率のよいターミナルが出来ていた。

また、集荷についても後発港であるため、それを補うためにも、官民一体となったピール活動を数度にわたり要請してきたが、反映されないばかりか12月には市の職員自ら、KCTや関係者に連絡もなく船社や荷主、またマスコミに対しては、記者会見まで行って「施設使用料の減免中止・直営管理」をいきなり公表し、実質的に業務妨害を行った。

そのうえまた、市の職員がKCTの取締役でいながら、一年前に就任したばかりの社長に対し、前例のない聴聞会への招聘を行うなど、常識を疑う行為を行っている。

これらの行為は、KCTや一致団結して再建に向けて最大限の努力をしている関係者に対し、重大な背信行為であり誠に遺憾である。

市長は、市民・民意とよく口にするが、我々もまた、KCTの公共性と川崎港の発展のため自覚と自信を持って、劣悪な職場環境のなか日夜奮闘している市民である。

その民意を反映せざるして莫大な負債をつくりながら、責任を民間事業者に押し付けて破産させようとはどいゆうことか、また我々の雇用をどう保証するのか等KCTの存続を強く望む立場から、下記の件について文書をもって、2004年1月10日までに責任ある回答を願いたい。

記

1. 民意を反映せざるして、利便性の低いターミナルや機器を導入して失敗し、莫大な負債を抱えたこと。

- ▲
2. 我々、川崎港で働く労働者の雇用と職域の確保について。
 3. 諸先輩や、我々仲間が長年にわたり築いてきた川崎港の社会的な立場や、信用を失墜させたこと
 4. 官民合わせたピーアール活動を充分に行はなかったこと。
(新生KCT発足にあたり市長は、先頭に立って集荷活動をはじめできることは何でもやると表明した)
 5. かわさきファズ機等も含め、今後の川崎港にたいするビジョンについて。

以上

(写)

国土交通省

関東運輸局

川崎市議会

船社・荷主

KCT 市聴聞で主張

累積赤字の悪化ない 金融機関は支援継続

第3種郵便物認可

朝日新聞 発行

川崎市港灣局は6日、同市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」に対し、港灣施設使用料の減免見直しを視野に入れて同社から弁明を聞く「聴聞」をした。市による第三セクターの聴聞は初めてで、KCT側は累積赤字の悪化はないと主張した。同社に抜本的な経営再構築を求める市は10日前後で結論を出す見込みで、減免見直しに踏み切る場合はKCTは重大な岐路を迎える。

10日前後で結論か

累積赤字が62億円に達するKCTの経営難を受け、市港灣局は埠頭用地などの使用料を段階的に減額。00年からは月約1千万円減免してきた。市は支援の暫定措置期間が今年度で切れるのを受け、累積債務の解消策や金融機関の協力態勢を確認する聴聞を実施。今後

の支援継続を見極めるのが目的で、減免の見直しも視野に入っている。同社からは鈴木肇社長や弁護士ら4人が出席した。

聴聞は非公開。同日午後2時から始まり、3時半まで続いた。終了後、記者会見した鈴木社長によると、市港灣局は、KCTの存続について賛意があるとし、同社が長期的に事業を継続する施策などを尋ねたという。

これに対し、KCTは、①累積赤字は悪化していない②64億円の借入金がある三つの金融機関の足並みは支援継続でそろっている、などと回答した。このほか、04年度

から3年間にわたる再建計画を改めて提出。累積債務の返済期間もKCTに対する支援や負担の割合を盛り込んだという。

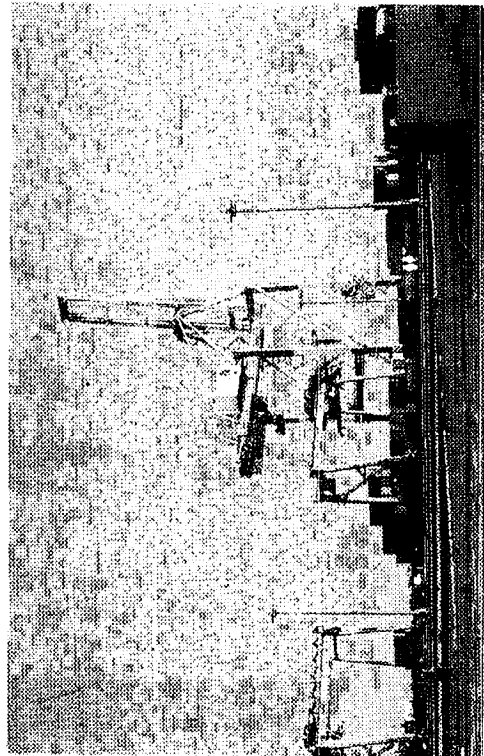
市が減免見直しに踏み切った場合について、鈴木社長は「役員で「穴埋めはする」と話し、事業継続の意思を示した。だが、KCTの今年度中間決算での経常利益は3万円。月1千万円の減免を市が見直した場合、経営への大きな影響は避けられないとみられる。

阿部孝夫市長は同日の会見で、「KCTの経営は大変、厳しい。借入金が減らないのは問題」などと述べた。聴聞をした市港灣局は「聴いた内容を精査して判断したい」と話した。

KCTからは、鈴木肇夫社長(左から4人目)らが聴聞に出席した川崎市役所で



会社存続の岐路に立たされたかわさき港コンテナターミナル



「経営は悪い状態が続いているが、悪化はしていない」。5日に行われた川崎市の聴聞後、KCTの鈴木敏夫社長は委員

で「ほとんどした表情を浮かべた。KCTは川崎港のコンテナを扱う三セクで、市が11%出資し04年設立。

最新のクレーンと基盤など国内有数の設備を管理するが、東京、横浜の2大港に挟まれ取扱量が伸びず、累積赤字は61億円に上る。市は98年から施設使用料を割り引くなど減免措置で支援したが、経営改善策が示されていないとし、日減免中止を視野に聴聞を実施した。

鈴木社長は聴聞で銀行団から支援継続の確約を得たと訴え、3年間の長期計画を提出。昨年夏に提出した計画がベースだが「その時はすく突き退された。正月3日間で(新たに)考えた。債務返済期間の延長などを盛り込んだという。しかし市幹部は「聴聞に臨み切った以上、よほどの回答がないと減免

継続は難しい」と話しており、支援継続は厳しい情勢だ。

一方、川崎港労働組合協議会の小林寿男議長は「KCTが破たんすれば造船機能停止は避けられず、荷手が寄り付かなくなる」と指摘。さらに「市は営業努力をどれだけしたのか。全責任をKCTに押し付けるのか」と批判する。

「何がいけなかったのか」。会見後、記者団にそう問われ民間出身の鈴木社長は「最初でしようね」とつらやみ、行政主導の初期鼠通しの甘さを暗に指摘した。

当事者の一人である阿部孝夫市長は9日の会見で「造船機能維持を第一に考える」と述べ、結論を避けた。川崎市は銀行などに支援意思の確認を進め、来週にも結論を下す。

KCT 年1億2000万円減免支援中止も 川崎市調整で存続の危機に

巨額の累積赤字を抱える川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の再建問題で、同市はKCTへの年間1億2000万円程度の減免支援中止を視野に最終調整に入った。KCTは03年度経常利益見込みがわずかに200万円であり、支援中止は会社存続の危機を意味する。国際へ港を夢見た巨額投資のツケを誰が払うのか。【伊藤真孝】

04.1.17

港湾三セクへの減免中止

施設使用料で川崎市方針

川崎市は累積赤字62億円を抱える第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」について、年間1億2千万円に上る港湾施設使用料の減免を打ち切る方針を明らかにした。減免措置は同市による支援策だったが、需要の長期低迷の解決策が見当たらず、経営再建が困難と判断した。同市は港湾機能の維持のため、川崎港の公共埠頭ターミナル施設は市が直営する方針も固めている。

市が所有するコンテナターミナル施設の管理・運営や港湾運送業務など。市が資本金の50・8%にあたる3億1千万円を出資している。04年に設立されたが、景気低迷で業績が悪化、今年度中間決算の経常利益はわずかに3万円にとどまっている。

朝日新聞 04年1月17日

毎日新聞 04年1月22日

聴聞結果は来週前半

04.1.22 KCT問題

市まとめる 市の責任問う声

巨額の負債を抱えた川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」の問題が、21日の市議会市民委員会で話し合われた。市は、KCTに対する港湾施設使用料減免の見直しを視野に聴聞を済ませている。

市によると、聴聞ではおの「結果は来週前半にまとめた」と説明。委員からは市の責任を指摘する声が続出した。市による金融機関の支援継続の足並みがそろつかどうかについて、KCTから納得

04.1.22

川崎・KCTクレーン代9億円未払い

巨額の累積赤字を抱える川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」の再建問題で21日、KCTが所有する門型クレーン「RMG」の購入代金が約9億円未払いになっていくことが分かった。市が同日開かれた市議会市民委員会に報告した。市港湾局によると、昨年9月、KCT側から市にクレーン製作業者から支払期限を過ぎていると通知があったとの報告があったという。KCT所有のRMGは計8基で代金総額は約30億円。また、市は1月に実施したKCTへの聴聞について経緯を報告。「大口債券者との良好な関係が維持されているのか、今後の経営再建の見通しが立つのか、危惧せざるを得ない状況に陥った」と聴聞に踏み切った理由を説明した。しかし内容と結果については「守秘義務にかかわる」と明言しなかつたため、委員から「会を開く意味がない」と批判が相次ぎ、委員会は約3時間紛糾した。

【伊藤直孝】

のいく説明や資料を得られなかった。提出された委員からは「KCTの3年間の再建計画について、引き続き検討していく」という。

朝日新聞 04年1月22日

川崎市 KCT 破産申し立て

阿部孝夫川崎市長は二十六日、経営の継続が懸念されるとして今日五日に経営陣らの聴聞を実施した第三セクター、かわさき港コンテナターミナル(KCT)に対し、二月一日から港湾施設使用料の減免という支援措置を打ち切る方針を明らかにするとともに、横浜地裁川崎支部にKCTの破産および財産保全管理命令の申し立てをそれぞれ行い、認められたと発表された。市が三セクの破産

申し立てに踏み切ったのは初めて。今後は、市が港湾施設を直接管理、荷役作業などの運営は市が出す使用許可に基づいて業者が行うことになる。

―関連記事2面に―

阿部市長は「聴聞の結果(経営を継続できる)新たな事実が確認できなかったことから減免措置を中止することにした」と述べた上で、「港湾機能を持続するには、司法の下での処理が適当と判断した」などと続け、恒久的な経営改善の道筋が立てられなかったとし、地裁にKCTの破産の申し立てとともに、特例的措置という財産の保全管理命令の申し立ても行い、いずれも認められたと明かした。

阿部市長はかねて経営難が指摘され続けていたKCTが破産申し立てに至ったことについて、「残念だ。(設立以来)景気などいろんな要因が重なったためで、これが要因だ」という判断は難し

い。私としては前向きに、(施設の)有効活用を全力を挙げるだけだし、破産などの手続きが、現時点では港湾機能維持のため

の唯一の手段と強調した。

破産により出資金の約三億一千万円は回収不能に陥る一方、直営に際しての維持管理には年間二億円前後の費用が必要という。

市はまた施設直営のため、KCTが所有してい

るコンテナ用の大型荷役クレーンを買収する意向だ。

阿部市長は「今後は累積債務のない事業主体が民活でやるわけだから成功すると思う。ポर्टセイルスは市として責任がありきちんとやる」と話した。(林 義亮)

また、これまでKCTの経営問題を長年追及してきた市民団体、かわさき市民オンブズマン(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)は「決断は遅きに失したが、妥当だ。しかし、破産手続きはKCT問題全面解決の一端を担うもので、諸課題を明確にする必要がある」と述べ、市長の政治責任などの可能性や市議会の怠慢などを挙げた。一方、川崎商工会議所の佐藤朋佑会頭は「やむを得ない選択。市が中心となり、港湾機能が損なわれず維持されることを望む。他港との連携を強化し、新たな運営を生み出してほしい」という談話を出した。(林 義亮)

「あまりに性急 不満をにじませ」

KCT・鈴木社長が会見

川崎市が二十六日、横浜地裁川崎支部に第三セクター、かわさき港コンテナターミナル(KCT)の破産申し立て手続きなどを取

たことを受け、解任される形になった鈴木副社長が同日夕、市役所内で会見し、「(現在の経営陣に)移行してからの二年間、成績をそれなりに残してきた。市が行った港湾施設使用料の減免停止と破産の手続きはあまりに性急で、遺憾だ。また、市側と協議すべきことがある中で、理解し難い」などと、市側の措置に不満をにじませた。

―本記1面に―

また、二年前にKCT社長に就くことになったとき、「事業の継続と債務処理は分けるべきだった」とも述べた。

ただ「言い分はあるが、

不服申し立てはしない。(争うことで)港が得るものはない。今後は川崎港運協会会長として(港湾機能を)継続する方向で力を尽くしたい」などと続けた。

鈴木社長によると、二月十日に同支部で、KCT、市双方の破産申し立てなどをめぐる言い分を聞く審問が行われる予定で、早ければ同日中に、KCTに対する破産宣告がなされる可能性もあるという。

労組は「怒り」 商議所は容認

川崎市が、KCTへの支援打ち切りと破産申し立ての動きを行ったことについて、全国港湾労働組合協議会(安田憲司議長)と川崎港湾労働組合協議会(小林寿男議長)は二十六日、同市に対し、「雇用不安や労働意欲をそく行為で、怒りを覚える。早急に協議の場を設けると同時に、川崎港再構築のための誠意ある努力をすべきだ」というコメントを発表

ご 連 絡

関係者各位

平成16年1月26日

〒106-6036
東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー
Tel 03 (6888) 1000
アンダーソン・毛利法律事務所
川崎市代理人

弁護士 平 川 修
弁護士 柴 田 正
弁護士 赤 川 圭



謹啓

貴社（殿）におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
当職らは、川崎市を代理して以下の通り通知申し上げます。

川崎市は、かわさき港コンテナターミナル株式会社（「かわさき港コンテナターミナル」）の過半数の株式を有し、かつ、同社に対する債権者であります。本日、同社に関し、横浜地方裁判所川崎支部に対して、破産及び保全管理命令の申立を致しました。そして、同裁判所により、高崎和則弁護士（044-245-1147）、中野和明弁護士（044-221-5303）及び増田尚弁護士（044-540-1521）が、保全管理人として選任されました。したがって、今後かわさき港コンテナターミナルの経営権及び財産管理権は、上記保全管理人らに帰属することとなりましたので、同社に関しては、以後、上記保全管理人らに対してお問い合わせ下さるようよろしくお願い致します。

本件申立は、かわさき港コンテナターミナルの経営状況及び周辺環境から、川崎港コンテナターミナルを利用されるユーザーの皆様への影響を最小限にとどめ、その機能維持をはかることを目的とするものであり、川崎港コンテナターミナルにつきましては、今後とも、裁判所による監督の下、上記保全管理人らにより従前どおり継続して運営される予定でありますので、スムーズな手続の進行にご協力下さいますようお願い申し上げます。

債権者の皆様はじめ関係者の方々には大変御迷惑をおかけすることとなりますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

敬具

KCT従業員の皆様へ

平成16年1月26日

保全管理人 弁護士 恵 崎 和 則
保全管理人 弁護士 中 野 和 明
保全管理人 弁護士 増 田 尚

1. まだ破産宣告が出たわけではありません

本日、債権者・川崎市により、横浜地方裁判所川崎支部に破産手続の申立が行われました。しかしながら、手続的に破産宣告がなされるのは、しばらく先のことになります。

2. 保全管理人とは？

私たち3名の弁護士は、裁判所から任命された**保全管理人**です。破産宣告がなされるまでの間、会社の日常の業務を円滑に進め、混乱を最小限にとどめることが役目です。

そのためには、皆様のご協力が是非とも必要となります。

3. 皆様の立場はどうなるのか？

保全管理の期間中は、従来通り、日常の業務を遂行してください。港の機能を一時たりとも止めないためには、皆様が担っている重要なお仕事を継続して頂くことが大切です。但し、金銭の支払いや財産の処分は、裁判所の監督下に保全管理人の名で行うこととなりますので、お気を付けください。

4. 取引先などからの問い合わせにはどう対応するのか？

日常の業務に関する事は、適宜、答えてあげてください。法的な問題や、破産手続に関する問い合わせは、保全管理人の連絡先を伝え、直接問い合わせるように求めてください。何事も冷静に対処し、疑義があれば保全管理人に相談してください。

5. 今後、どうなるのか？

残念ながら、KCTという会社自体は、破産手続の中でやがて清算されます。しかしながら、これまでKCTが担ってきた川崎港唯一のコンテナターミナルの機能は新たな事業主体に引き継がれることが強く望まれます。現在、そのための方策が関係各方面で誠実に協議されているところで、新体制の発足に向けて努力がなされています。その努力を無にしないためにも、保全管理人は、皆様と一致協力してその職務を遂行したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

KCT問題に関する声明

1. 本日、川崎市は、かわさき港コンテナターミナル株式会社（KCT）の筆頭株主として、その権限を行使して、横浜地方裁判所川崎支部に対し、破産及び保全管理命令の申立を行なった。

2. KCTについては、かわさき市民オンブズマンは、その経営実態を分析し、KCTの破綻の事実を指摘して、過去3回にわたって川崎市に係る各種支援策の中止もしくは前市長と現市長の違法支援に係る支援相当額の損害賠償請求を求め、監査請求を行なった（いずれも、監査請求は棄却）。

次いで、2002年12月24日、オンブズマン及び川崎市民は、大量の監査請求人団を組織して、川崎市（執行機関は川崎市長）としてKCTの破綻状態に鑑み、会社整理手続又は会社更正手続を行なうべきであり、それを行わないことにつき、その「怠る事実」の確認を求めて4度目の監査請求を行った（外部監査の導入）。

しかし、その監査請求も、2003年3月19日に請求が棄却され、それをうけてオンブズマンは、同年3月31日、川崎市長を被告として横浜地方裁判所に対し、前記財産管理を怠る事実につき、その違法確認を求める住民訴訟を提起した（次回期日は、2004年1月28日）。

3. 本日の破産申立手続は、1月2

8日の弁論期日を前にしての川崎市及び川崎市長の決断であるが、破産の申立は、オンブズマンが求める会社整理手続と同様の内容をもつものであり、その決断そのものは遅きに失したとはいえ、妥当なものである。

しかし、KCT問題の全面解決を図るうえでは、破産手続はその一端を担うものであり、同時に以下に述べる諸課題が明確にされる必要がある。

伝えられるところによると、川崎市は、KCTが保有するコンテナ移動用の大型クレーン8基を買取り、直営方式に移行するとされる。

しかし、ことはそれのみで解決することはない。

すなわち、破産手続後、KCTに係る顧客先はどう動くのか、一般的には経営不安の増大からさらに貨物取扱量の減少が予測される。他方、累積赤字62億円のうち、銀行団の融資総額は54億円となっているが、銀行団はどう動くのか、常識的には債権取立が開始されると思われる。そうした場合、川崎市が損失保証（連帯保証）した8億円の取立がどうなるのか。それ以上に、川崎市がたび重ねて交付したいわゆる「指導念書」の効力はどうなるのか、日韓高速艇に係る下関市長の損害賠償請求では、この指導念書が連帯保証債務を負うと判断されたが、もしそうなった場

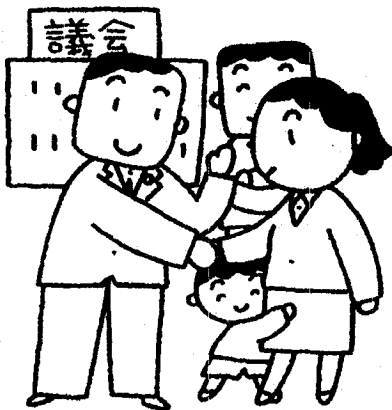
合の、川崎市長（とりわけ、高橋清前市長）の政治責任、民事責任、議会と市民への裏切り行為はどうなるのか、等々、一気に問題が噴出する。また、現市長の下での武家の商法となる前記直営方式が、健全に機能する保証もない。

また、行政のチェックは、市議会が果たすべきことは当然のことである。しかし、川崎市議会がチェック機能を果たしたとはいえず、むしろ、怠慢との批判を免れえない。KCTとこれと連動するFAZ会社の経営実態は、市議会の継続的監視におかれてしかるべきである。

これらの事実を踏まえ、川崎市としてKCT問題をどう全面解決してゆくのか。他方、FAZに連動しないで幕引きをはかろうとしているのは明白であるが、それについてもどう「決断」してゆくのか、市議会がそのことにつき本来的機能をどう回復してゆくのか、KCT問題を組織的、継続的に追及してきたオンブズマンとして、私たちは、ひきつづきその監視、追及を行なうものである。

以上、声明する。

(1月26日付声明に若干の補正を施した)



川崎市、KCT破産申し立て

市議から批判続出

「議会了承なく決定」

川崎市が同市の第三セクター「かわさき港コン

テナターミナル(KCT)の破産を申し立てた問題で、同市議会は28日、市民委員会を開き、市側から経過説明を受けた。施設使用料の減免打ち切りにとどまらず、破産申し立てまで議会の了承なく決定したとして、「手続きが一方的」「政策決定の過程が不透明」などと市議から批判が相次いだ。

市は破産申し立てまでの手続きを一気に進めた理由を「減免打ち切りだけ発表すると社会的影響が大きいと考えた」と説明。また、同社に融資した銀行団と、94年5月に8億円の損失補償を行う協定を結んだことについて「好ましくなかった」としつつも、港灣整備事業特別会計を取り崩して支払う方針も示した。

「川崎港の具体的な将来が見えない」との質問には、昨年11月に設置した学識者らによる港灣運営関連調査委員会や、同社の破産を含めた検討を行い、今後の方向性を示した報告書を3月末までに提出してもらおうと回答した。

【高橋慶浩、伊藤直孝】

川崎

毎日新聞 04年1月29日

KCT
破たん

住民訴訟取り下げへ

市民オンブズマン「訴えの利益ない」

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の経営破たん問題で、市民団体「わさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら二人)は19日、「市はKCTの会社整理を行うべきだ」と横浜地裁に提訴していた住民訴訟を取り下げの方針を明らかにした。

「樹数の業者が、KCTの行っていった業務の受け皿に

なることが年度内に決まる」との見通しを示している。この決定後、横浜地裁川崎支部はKCTに破産宣告すると見られ、オンブズマン側はその時点で訴えを取り下げる。

篠原代表幹事は「取り下げはやむを得ない。我々の目的は達成できたとも言えるが、巨額の赤字を出した過去の市幹部らの責任は厳しく問われるべきだろう」と話している。

KCTを巡る住民訴訟は、オンブズマン側が昨年

三月に提訴。赤字三セクの廃止を求めた裁判としては全国初のケースだった。

読売新聞 04年2月20日

KCTに破産宣告

地裁川崎支部 民間7社が業務継承

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」が横浜地裁川崎支部から破産宣告を受けたことが15日、分かった。市議会市民委員会でも市が明らかにした。ターミナル機能は地元港運業者7社が引き継ぎ、市は施設使用料の減免を再開する。

KCTは94年、市が約3億円を出資して設立したコンテナターミナルの管理運営会社。市は1月、約62億円の累積赤字の返済の見込みが立たないなどとして、施設使用料の減免を打ち切り、同

支部に破産を申し立てていた。

市はこの日、KCTが12日に破産宣告を受けたことを報告。KCTに委託していた荷役作業は今後、港運送業者や荷役業者らが共同であったと説明した。

民間業者らは業務引き継ぎにあたって、市に対し、大型クレーン8基の買い取りと施設使用料の減免を求めたという。市の試算では、大型クレーンは1基約500万〜700万円程度。市は今後、価格の鑑定などを経てこれを買取る。

施設使用料はKCTに對して行っていた減免と同様、クレーンや埠頭用

地の使用料の免除・減額を行う。減免期間は最大4年だという。委員からはこれまで通り減免を行うことを疑問視する意見が相次いだ。また、KCTが破産に至ったことについて市の責任を明確化するように求める声もあがった。

KCTが破産

地裁川崎支部決定

川崎市が同市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」(同市川崎区)の破産を申し立てた問題で、横浜地裁川崎支部は

12日、同社の破産を決め、関係者に通知した。同社は今後、保全管理人の下で清算手続きに入る。

同社は、市が東扇島(同区)に整備したコンテナ取扱量が少なく、累積赤

字は昨年度決算で62億円に上っていた。市は施設使用料減免などで経営支援をしてきたが、今年1月、「債務超過は解消できない」と判断し、港運協会などが第三セクター方式で設立。だが、機能維持の形態を大筋で決めた後、破産を申し立てていた。【高橋慶浩】

27

川崎 200 '04. 3. 13

川崎

平成 16 年(ワ)第 8 1 号破産申立事件

破 産 決 定

川崎市川崎区東扇島 9 2 番地
債務者 かわさき港コンテナターミナル株式会社
代表者代表取締役 鈴木 毓 夫

主 文

債務者かわさき港コンテナターミナル株式会社を破産者とする。

理 由

債権者が破産を申し立てたので、審査したところ、一件記録によれば、債務者が、債権者約 46 名に対し、合計約 63 億 5666 万円の債務を負担して支払不能の財産状態にあることが認められる。

よって、破産法 126 条 1 項を適用して主文のとおり決定する。
なお、同法 142 条により下記のとおり定める。

記

1 破産管財人

川崎市川崎区宮本町 4 番地 3 椎橋ビル 304 号
恵崎・鈴木法律事務所
弁護士 恵崎 和則

川崎市川崎区宮前町 8 番 15 号 パールビルディング 501 号室
中野法律事務所
弁護士 中野 和明

川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア 西館 3 階
多摩川法律事務所
弁護士 増田 尚

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 2 債権届出期間 | 平成 16 年 4 月 20 日まで |
| 3 第 1 回債権者集会期日 | 平成 16 年 7 月 6 日午後 3 時 00 分 |
| 4 債権調査期日 | 平成 16 年 7 月 6 日午後 3 時 00 分 |

平成 16 年 3 月 12 日午後 5 時宣告

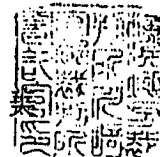
横浜地方裁判所川崎支部

裁 判 官 長 久 保 守 夫

これは正本である。

平成 16 年 3 月 12 日
横浜地方裁判所川崎支部
裁判所書記官

西 尾 幸



市民委員会資料

1 議案の審査

(1) 議案第55号 平成15年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

資料1 SOLAS条約関連事業（港湾保安対策事業）について

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎港コンテナターミナルについて

資料2 川崎港コンテナターミナルの新たな体制

〃 3 川崎港コンテナ船定期航路

〃 4 川崎港コンテナターミナル寄港状況、KCT入港船舶数及び貨物取扱量

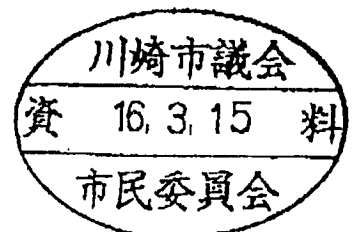
〃 5 KCT借入金の推移

〃 6 RMG支払い状況

〃 7 譲渡担保契約書（兼協定書）

〃 8 損失補償の議決証明

〃 9 コンテナターミナル機能維持に関する委託業務



川崎港コンテナターミナルの新たな体制

◎地元港湾運送事業者7社による共同体制

一般港湾運送事業者 (元 請)	エヌケーケー物流(株)
	東洋埠頭(株)
	日本通運(株)
港湾荷役事業者 (専 業)	川崎荷役(株)
	京浜物流(株)
	三田港運(株)
	(株)村山商店

川崎港コンテナ船定期航路

平成16年3月現在

運航事業者 (航路)	寄港地	配船数 (配船間隔)	投入船		
			船名	G/T	TEU
OOCL (東南アジア航路) [KTX1] *オー・オー・シー・エル (ジャパン)	東京(水/水),横浜(水/木)川崎(木/木), 名古屋(金/金),神戸(土/土),大阪(土/日), 高雄(火/水),香港(木/木),蛇口(金/金), 香港(金/土),厦門(土/日)	2隻 (ウィークリー)	OOCL XIAMEN	34,610	2,762
			OOCL OSAKA	34,610	2,762
南星海運(Nam-Sung) (韓国航路) *ナビックス南星	清水(木/木),横浜・川崎・東京(金/金), 名古屋(土/土),馬山(月/月),釜山(月/火)	1隻 (ウィークリー)	KOREA STAR	7,406	710
東京船舶(TSK) (東南アジア航路) [SCS] *東京船舶	清水(月/月)川崎(火/火),東京(火/水), 横浜(水/水),名古屋(木/木),神戸(金/金), 基隆(日/月),香港(水/水),蛇口(水/木), シンガポール(日/月),ジャカルタ(火/水), ポートケラン(金/土),シンガポール(土/日), 香港(水/木),基隆(金/金)	4隻 (ウィークリー)	ACX SAKURA	18,619	1,659
			ACX MARIGOLD	18,487	1,461
			ACX LILAC	18,487	1,461
			ACX MARGUERITE	18,602	1,613
CMA-CGM (地中海欧州航路) *ペンライン・エーヴェンレーズ ジャパン	神戸(水/水)川崎(金/金),鶴山(日/日), 博多(月/月)→釜山(火) [ウィークリー] 地中海, 北欧, 黒海, 北アフリカ, 紅海, 西アメリカ, カリブ海, アラビア, 南米東海岸 各方面の港を網羅	1隻 (ウィークリー)	XIANG LING	4,119	210
ワンハイラインズ (東南アジア航路) [JTS] *ワンハイラインズ(ジャパン)	東京(月/火),横浜(火/火)川崎(火/水), 名古屋(水/水),四日市(水/木), 基隆(日/月),台中(月/火),高雄(火/水), 香港(木/木),シンガポール(月/月), パナマ(火/水),ポートケラン(水/木), ジョホール(金/金),シンガポール(土/土), 香港(火/水),高雄(木/木),台中(木/金), 基隆(金/土)	4隻 (ウィークリー)	WAN HAI 231	17,751	1,660
			WAN HAI 232	17,751	1,660
			WAN HAI 233	17,751	1,660
			WAN HAI 235	17,751	1,660

川崎港コンテナターミナル寄港状況

	船 社	航 路	寄港状況
1	OOCL	東南アジア	寄港継続
2	南星海運	韓国	寄港継続
3	東京船舶	東南アジア	抜港
4	CMA-CGM	地中海欧州	寄港継続
5	ワンハイ	東南アジア	寄港継続

KCT入港船舶数及び貨物取扱量

貨物単位：TEU

	平成14年		平成15年		平成16年 1/25まで		平成16年 1/26以降	
	入港数	貨物量	入港数	貨物量	入港数	貨物量	入港数	貨物量
1月	17	1,545	17	3,733	17	2,076	5	436
2月	10	2,054	18	2,753			13	1,875
3月	20	1,947	19	2,693				
4月	19	1,899	20	3,825				
5月	22	2,210	21	2,744				
6月	19	1,813	17	3,016				
7月	21	2,150	22	2,382				
8月	20	1,938	19	1,733				
9月	19	1,903	19	2,068				
10月	21	2,477	25	2,476				
11月	20	2,243	15	1,715				
12月	19	2,138	19	1,727				
合 計	227	24,317	231	30,865	17	2,076	17	2,311

平成14年は確定値、平成15年以降は速報値

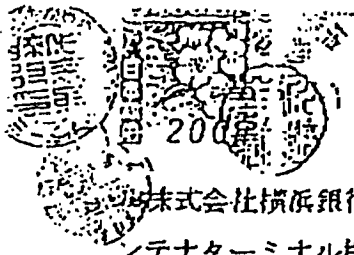
KCT借入金の推移

相手先	借入日	借入金額 (千円)	当初返済日	現在返済日
金融機関	1994.5.19	100,000	1999.4.26	みずほ銀行分(借入金額の1/4)は2002.11.1 横浜銀行・川崎信用金庫分(借入金額の3/4)は2003.5.1
	1994.11.15	600,000	1999.10.26	
	1995.3.24	100,000	2000.2.26	
	平成6年度計	800,000		
	1995.9.26	300,000	2000.8.26	
	1996.3.15	900,000	2001.1.26	
	平成7年度計	1,200,000		
	1996.8.26	400,000	2001.7.26	
	1996.12.20	300,000	2001.10.26	
	1997.3.14	900,000	2002.1.26	
	平成8年度計	1,600,000		
	1997.5.26	400,000	2002.4.26	
	1997.10.27	400,000	2002.10.26	
	平成9年度計	800,000		
	1998.5.8	1,000,000	2003.4.26	
	平成10年度計	1,000,000		
総合計	5,400,000	2000より1年契約に変更		
JFE	1999.3.24	9,000,000	2006年度から返済開始	2006年度から返済開始 (但、2003.8.19付けで「期限の利益の喪失に関する通知書」)

RMG支払い状況

	元本	利息	消費税	合計
平成7年3月	500,000,000	9,250,000	15,000,000	524,250,000
平成8年3月	500,000,000	18,500,000	72,000,000	590,500,000
平成9年3月	500,000,000	95,000,000		595,000,000
平成10年3月	300,000,000	60,000,000		360,000,000
平成11年3月		45,000,000		45,000,000
平成12年3月		22,500,000		22,500,000
平成13年3月		22,500,000		22,500,000
平成14年3月				0
平成15年3月		7,500,000		7,500,000
合計	1,800,000,000	280,250,000	87,000,000	2,167,250,000

※元本27億円のうち、未払金9億円



譲渡担保契約書(兼協定書)

株式会社横浜銀行、株式会社第一勧業銀行、川崎信用金庫(以下「協定者」という)と、かわさき港コンテナターミナル株式会社(以下「債務者」という)は、債務者が所有する機械器具について譲渡担保権を設定するにつき、次のとおり契約を締結した。

第1条 債務者は協定者に対し、現在および将来負担する一切の債務の担保として債務者の所有する末尾表示の機械器具を譲渡担保として、下記の持分割合で協定者に譲渡し、占有改定の方法により協定者に占有を移転した。

記

<譲渡担保権の持分割合>

- ・株式会社横浜銀行： 1/2
- ・株式会社第一勧業銀行： 1/4
- ・川崎信用金庫： 1/4

第2条 前条の所有権移転は担保の目的をもって行ったものであるが、第三者との関係においては勿論、協定者、債務者間においても完全に所有権の移転があったものとする。

第3条 (1)債務者は末尾記載の機械器具につき、現在所有権の完全なる行使を妨げる何らの権利の設定または義務を負担する契約の存在しないこと、差押その他協定者の権利行使を妨げる事実関係は一切存在しないこと(但し、平成5年10月17日に締結した「RMG及び管理運営システム製作工事請負契約書」については除外する。)、および本契約締結日において数量、品質、性能に瑕疵のないことを保証した。

(2)協定者は第1条による譲渡物件を債務者に貸渡し、債務者はその当然の用法にしたがって無償で使用することを許諾し、債務者は協定者の名義でこれを代理占有し善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(3)債務者は前項により保管する物件の保存または修理に関し支出した費用を負担することは勿論、理由の如何を問わず物件に損害を生じたときは協定者に対し賠償の責に任ずるものとする。

(4)債務者は前項により保管する物件につき他より仮差押、仮処分、強制執行もしくは滞納処分による差押等があったときは目的物を執行官に引渡すことを拒否するとともにその旨を協定者に通知するものとする。

第4条 債務者は協定者の承諾がなければ譲渡物件を他に移転しあるいは改造し第三者に譲渡し担保に供し貸貸その他第三者をして利用させることはできないものとする。

第5条 (1)債務者は協定者との取引継続中は、譲渡物件に対して協定者の指示するところにしたがい、損害保険契約を締結し、その保険契約について協定者が返還保険料請求権につき質権を設定する事に承諾の上、その保険証券を協定者に交付するものとする。

株式会社横浜銀行は協定者を代表し、この保険証券を保管する。

(2)債務者が第1項により締結した保険契約以外に保険契約を締結しようとするときならびに保険契約の継続・更改・変更を行うときには事前に協定者に通知し、協定者の指示または承諾を得なければならない。

(3)協定者が権利保全のため譲渡物件について債務者に代わって保険契約を締結しまたは継続し保険料を支払った場合、その他譲渡物件について補修・改造をなし、その費用を支払った場合に

は債務者は 昔の支払った金額およびこれに対する年14%の損害金(支払いを行った日より)を協定者に支払うものとする。

(4) 保険事故発生時における保険金の取り扱いについては、協定者相互の協議によりこれを決定する。

第6条 債務者は協定者より請求のあったときは協定者またはその指図人に対し代理人としての譲渡物件の占有を解かなければならない。

第7条 債務者は譲渡物件の管理、補修、公租公課その他一切の費用を負担するものとする。

第8条 (1) 債務者が協定者に対し負担する債務を履行しないときあるいは銀行取引約定書または信用金庫取引基本契約証券の特約により期限の利益を失ったときには、協定者は協定者間の協議により、債務者に対して通知・催告その他なんらの手続きを要しないで譲渡物件を任意の方法で処分し、その売得金中から費用を控除した残金をもって債務者の協定者に対して負担する債務の弁済に充当することができるものとし、債務者はその処分の方法、時期および価格もしくは弁済充当の方法につき何ら異議を申しのべないことを約する。

(2) 前項の処分方法、時期および価格、弁済充当の方法については、協定者相互の協議により決定する。

(3) 第1項の売得金によって債務者の協定者に対して負担する債務を完済するに至らないときは、債務者はただちにその不足額を弁済するものとし、もし債務を完済して余剰を生じたときは協定者はこれを債務者に交付するものとする。

第9条 協定者は本契約により担保されている債権を譲渡しようとするとき、および譲渡物件の持分を譲渡しようとするときは、あらかじめ他の協定者の承諾を得るものとする。

<譲渡物件の表示>

・名 称	レールマウンテッドガントリークレーン一式
・数 量	8基
・製 造 者	日本钢管株式会社
・製造年月日(引渡日)	平成8年3月31日
・備付場所	川崎市川崎区東扇島92番地

平成13年5月31日

住 所 川崎市川崎区東扇島92番地

債 務 者 かわさき港コンテナターミナル株式会社
代表取締役社長 堀内正勝

協 定 者 川崎市川崎区砂子1丁目1番地17

横浜銀行川崎支店
執行役員 支店長 津村和孝

協 定 者 神奈川県川崎市川崎区砂子2丁目11番地17

第一勧業銀行川崎支店
支店長 日原道行

42 協 定 者

川崎市川崎区砂子2丁目11番地1

川崎信用金庫

平成6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

平成6年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,515,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1条 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東馬場コンテナ機能施設整備事業費	平成7年度	5,831,000 千円
飯所かわさき港コンテナクミナル株式会社事業資金借入れに伴う金融機関等に対する損失補償	平成6年度から 債務消滅時まで	900,000

川崎市議会議決第59号

上記は平成6年3月29日議決したことを証明する

平成6年2月24日提出

川崎市長 高橋 清

平成6年4月20日

川崎市議会議長

宮田 良



コンテナターミナル機能維持に関する委託業務

委託業務	今後	従来	
コンテナクレーン設備定期点検保守業務	委託	KCTに委託	
RMG用走行レール設備定期点検保守業務			
設備運転保守管理業務	委託	KCTに委託	
電気設備定期点検保守業務			
消防用設備定期点検保守業務			
空調和機定期点検保守業務			
建築物付帯設備定期点検保守業務			
ユナイテッド設備定期点検保守業務			
ボイラー設備定期点検保守業務			
通信設備定期点検保守業務			
建築物環境衛生管理業務			
昇降機定期点検保守業務			
浄化槽定期点検保守業務			
監視カメラ設備定期点検保守業務			
受変電設備管理業務			委託 (1社)
警備業務			委託 (〃)
清掃業務			委託 (〃)
産業廃棄物処理業務	委託 (〃)		
植栽保守管理業務	委託 (〃)		
施設の簡易な補修及び消耗品取替業務	委託 (〃)		
管理運営上必要な業務	市が直営管理		

市長に質問状提出

市民オンブズマン 川崎港の直営管理問題で

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)が破産後、川崎市が川崎港を直営管理している問題で「かわさき市民オンブズマン」(篠原義仁、江口武正代表幹事)は28日、「今後の経営、事業の運用が明確になっていない段階で、事業の継続だけが決まったのはおかしい」として、阿部孝夫川崎市長に質問状を提出した。

川崎港コンテナ市に撤退求める

市民オンブズマン

質問状によると、現在のコンテナふ頭を一般ふ頭に転用し、取扱量の少ないコンテナ事業からの撤退は考えるのか▽破産に伴う川崎市の負担額はいくらか▽KCTが破産に至った原因を究明するため調査委員会を設置し、再発防止の仕組みを確立するつもりはあるのかなど9項目。同オンブズマンでは、これらの質問を通して、問題点を明確にしたいとしている。5月31日までの回答を求めている。【堀智行】

今年三月の「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)破産決定後も川崎港でコンテナ事業が続けられているのは税金の無駄遣いだとして、「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士)が二十八日、市に事業撤退などを促す公開質問状を提出した。五月三十一日までの回答を求めている。

東京新聞

オンブズマンが質問状

KCT破産 阿部市長に8項目

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の破産問題に絡み、市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら二人)は二十八日、KCT破産後の市の対応について、阿部市長に質問状を提出した。

KCT破産後、コンテナ事業は地元港運業者七社が引き継いでいる。市は、二〇〇九年の羽田空港再拡張などをにらんでコンテナ事業継続が不可欠と考えており、港灣施設使用料の減免措置を実施している。

読売新聞

崎 KCT事業で質問書

市長に市民オンブズマン

市民グループのかわさき市民オンブズマン(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)は二十八日、阿部孝夫川崎市長に、破産した第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)について、責任の所在を明確にしないままの追加支援には問題があり、市はコンテナ事業から撤退すべきなどとする質問書を提出した。五月三十一日までに回答を求めている。

質問は、①市は、KCTの事業をどのように引き継ぐつもりか②すでに判明しているのか③KCTの計画を進めた高橋清・前市長らの責任を追究しないのか、など八項目。五月末までに回答を求めている。会見した篠原代表幹事は、先月からターミナルで船舶の積み降ろし業務を引き継いでいる民間の七社に対し、市が大型クレーンの使用料減免など支援を行っていることを批判。市の回答を見極めた

神奈川新聞

KCT破産で市長に質問状

市民オンブズマン

「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)が破産宣告を受けた問題をめぐる、かわさき市民オンブズマンは28日、破産の原因究明や今後の市の支援方法の明確化を求める質問状を、阿部孝夫市長あてに提出した。

質問は、①KCT事業の今後の道筋を示す②税金で賄われる負担のすべてを公開する③庁内に破産に至るまでの経緯を調べる組織を設置する④経営責任の明確化⑤港灣運送業者七社による新体制の運営⑥施設使用料の減免措置など。

(林 義亮)

朝日新聞

2004年4月28日

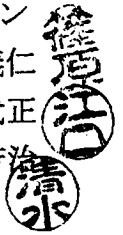
「かわさき港コンテナターミナル株式会社」(以下 KCT と省略) の破産決定後の川崎市による主体経営反対及び質問状提出について

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

代表幹事 江口 武正

事務局長 清水 芳治



川崎市が横浜地方裁判所川崎支部に申し入れていた KCT の破産に関し、同支部は KCT が債権者約 46 名にたいし合計約 63 億 5 千万円の債務を負担し、支払不能の財産状態であることを審査の結果認め、平成 16 年 3 月 12 日に KCT の破産を決定した。

KCT の設立計画が杜撰であり、その経営が川崎市の財政に悪影響を与えており、根本的な見直しが必要であることを監査請求・住民訴訟等によりかねてから主張してきた我々としては、我々の主張が正しいことが認められた点では今回の破産決定に同意したい。

ただし、破産後の措置として、第三セクターであった KCT のコンテナ業務を川崎市がそのまま引き継ぐとの川崎市の決定に対しては断固反対を表明する。

公共事業の非効率性を打破する目的で民間の力を取り入れたはずの第三セクター方式が行き詰まったからといって、自治体の川崎市が株式会社の仕事を継承するという今回の決定はそもそも本末転倒である。

各種の公共事業の民営化が強く叫ばれている現在、公共性が相対的に低いコンテナ事業を川崎市の主体経営にし、税金の無駄遣いを今後も継続することは問題解決を先延ばしするだけであり、到底市民の納得が得られる計画ではない。

川崎港のコンテナ事業は元々成り立たないことは我々がかねてより主張して来たことであり、川崎市の主体経営になることによりコンテナ取扱量が増加しコンテナ事業が黒字化するには到底考えられない。川崎市の巨額な港湾特別予算に埋没しコンテナ事業の赤字が継続化されるだけである。我々が調査したとおり、東京港・横浜港に挟まれた川崎港のコンテナ事業はもともと大変な無理があり、コンテナ事業以外に特化する等の抜本的な解決策の断行が正に望まれる場面である。川崎市がそのまま事業を引き継ぐことはまさに暴挙であると言える。

KCT 設立計画以後の川崎市議会の動は、安易に川崎市の計画に同調し税金の無駄遣いの片棒を担いだといわれても反論できないものであった。議会は名誉挽回を企図して特別委員会を設立し、破産に至った原因の追究と再発防止を含めた抜本対策を川崎市と共に立案する義務を有している。また、この計画を遂行し、我々の警告もまったく無視し今日の事態を招いた張本人である前高橋市長は責任を免れないところであり、本人の釈明と川崎市からのなんらかの措置が必要である。KCT の解決すべき問題は多岐にわたっており、また不明の点も多く、市民に実態を明らかに示すためにも質問状を川崎市長に提出することにした。

以上



2004年4月28日

阿部孝夫川崎市長殿

「かわさき港コンテナターミナル株式会社」(KCT) 関連の質問状

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

代表幹事 江口 武夫

事務局長 清水 芳治



KCT 事業は今後の経営・運用がどのように行われるのか不明のまま、事業継続のみを決定し、見切り発車の状況にある。潜在する問題点を顕在化し、解決すべき根本問題を明確に認識することが重要であり、そのために質問状を用意した。

文書にて5月31日までにご回答いただきたくお願いいたします。

質問内容

1. KCT 事業の今後について

株式会社である KCT の事業を川崎市が無方針に引き継ぐとは一般常識では考えられない、破産状態が解決していない現在、川崎市が KCT を支援することはさらなる税金の無駄遣いを積み重ねることになる、川崎市は KCT 事業をどのように進めるのか道筋を明確に示してほしい。

2. 上記1. にかかわらず川崎市は「コンテナ事業の新しい体制は、地元港湾運送事業者7社によると説明されており、立ち上がり最大4年間は KCT 同様の公的支援を行う」と説明し、事業継続が先行しており理解しがたい。かりにそのまま実行された場合には4年後に川崎市は経営から手を引く意向なのか。

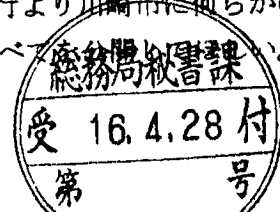
3. 我々の考えにたいして

川崎市が主体経営することにより何かが変わるとは全く考えられない。コンテナ事業の存続第一の考えをまず払拭すべきである。

今後は川崎市の税金を無駄に使わないために、川崎市は現在のコンテナ埠頭を一般埠頭に転用し、川崎市はコンテナ事業から完全に撤退すべきである。すなわち業務は民間に完全に移管すべきである。KCT は破産し株式会社は存続しないため、業務継続するには川崎市が全責任を負うことになるがそれでは何ら解決にならない。今までのような甘い予測の延長ではない厳しいコンテナ事業の予測を前提にし、この我々の考えに対する市長のお考えを伺いたい。

4. 破産に伴う川崎市の負担について

KCT の川崎市が出資した資本金の3億円は溝に捨てたことになるが、そのほかにどれだけの負担をするのか。損失補償をしている約8億円について銀行に補償するのか。そのうえに川崎市は銀行に経営指導念書を出しているが、銀行より川崎市に何らかの請求はあるのか。その他、税金で賄われる負担があればそのすべて



5. 原因究明・再発防止策、調査委員会設置

川崎市が筆頭株主である第三セクターが破産に至った今回の問題は川崎市にとり非常に重大な問題であり、原因・再発防止策等について徹底的な究明・検討が必要である。にもかかわらず、原因究明・再発防止など考えていないのが現状である。原因の解明と完全な再発防止の仕組みを確立すべきである。

そのために川崎市の内部に調査委員会を設置し徹底調査すべきと思うが、ご見解を伺いたい。(付言：議会も特別委員会を設置し問題究明と、川崎市の財政負担を最小にする計画の立案に努力すべきである)

6. 責任の明確化

この計画を遂行し、我々の警告もまったく無視し今日の事態を招いた張本人である前高橋市長は責任を免れないところであり、川崎市は前責任者に対し損害賠償等を行いその責任を追及すべきである、この点につき明確な回答をいただきたい。

また、川崎市の KCT 関連幹部の責任も糾されるべきであり、処分も行うべきである。

7. 運用体制について

コンテナ事業の新しい体制は、地元港湾運送事業者 7 社によるとあるが、7 社はどういう形態で業務を運営するのか。

主幹事会社を定める、破産前各社の努力事項の継続等が必要であり、責任が明確でないとする、無責任な運用により以前に増した無駄遣いが非常に懸念される。

8. クレーンの費用、施設使用料

ガントリークレーンは 3 2 億円全額川崎市が負担し設置したものであるが使用料を 1 0 0 % 減免しており、今後も 1 0 0 % 減免要請がある。

門型クレーンは KCT 株式会社の資産であったが、9 億円の未払い金がある。

7 社は門型クレーンとそのソフトを川崎市が買い取ることを要望している。

ヤード基盤整備の事業費 1 8 3 億円は全額川崎市が負担したが、施設使用料を 1.2~1.5 億円程度減免している。7 社は減免継続を要望している。

また、コンテナターミナル機能維持料も川崎市が負担している。

川崎港の輸出入取扱総量 5563 万トンのうちコンテナ貨物はわずか 41 万トン (0.7%) である。(東京港の輸出入取扱総量 3808 万トンのうちコンテナは 3474 万トン (91.2%)) 貢献度の低い事業にこれだけの税金を使うことに市民は納得すると考えているかお答えいただきたい。

9. 港湾法 29 条をどう理解するか

29 条は「港務局がその業務を行うために要する費用 (港湾工事に要する経費を除く) は、その管理する港湾施設等の使用料及び賃貸料並びに港務局の提供する給水等の役務の料金その他港湾の管理運営に伴う収入をもってまかなわなければならない」とあり、一方的に費用を川崎市が負担するこの例は法律違反となると考えるが、川崎市の見解を伺いたい。

以上

費用訴訟
弁護士
支払い
弁支

市、一転して上告

「別の訴訟に影響及ぶ」

川崎市は七日、市有地払い下げを巡る訴訟の弁護士費用の支払いを市に命じた東京高裁の控訴審判決を不服として、最高裁に上告した。阿部市長は「上告する性格でないと思う」として判決受け入れの可能性を示唆していたが、市有地払い下げに関連する別の訴訟に「影響が及ぶ」（建設局総務部）として、市は一転、上告を決めた。市法制課によると、市が民事訴訟で上告するのは一九七三年以来三十年ぶりだ。極めて異例。

下げは無効とする裁判の勝訴判決を受け、川崎市に弁護士費用約三千七十万円の支払いを求めていた。一審の横浜地裁川崎支部が昨年十一月、市に六百万円の支払いを命じたのに続き、

先月二十四日の控訴審判決も市に三百万円を支払うよう命じた。

このほかに、オンブスマン側は昨年八月、市が払い下げた土地を買い戻すよう求める訴訟を横浜地裁に起

こしており、現在も係争中。市は、弁護士費用支払い訴訟の敗訴判決を受け入れれば、土地買い戻し訴訟でも不利な判決を受けかねないとして、上告に踏み切った。

弁護士費用支払い訴訟

市の上告棄却

市民団体「かわさき市民オンブズマン」（代表幹事 榎原義仁弁護士ら）が川崎市の市有地払い下げを巡る訴訟の弁護士費用の支払いを求めていた民事訴訟で、最高裁が市側の上告を棄却したことが一日、分かった。

汚職事件に絡む市有地払い下げは無効とする裁判の勝訴判決を受け、オンブズマンは、自治体に成り代わって起こした住民訴訟で勝訴した場合、弁護士報酬を

自治体に請求できると定めている地方自治法に基づき、支払いを求めたが、川崎市の市側が拒否したため、弁護士費用約三千七十万円の

支払いを求めて提訴した。一審の横浜地裁川崎支部が昨年十一月に市に六百万円を支払いを命じたのに続き、今年四月の控訴審判決

も市に三百万円を支払うよう命じ、市は五月、民事訴訟として三十年ぶりに最高裁に上告したが、棄却されたことで控訴審判決が確定した。

市建設局総務部は「司法の決定に従って事務処理を行う」としており、近くオンブズマン側に弁護士費用三百万円を支払う。

オンブズマンの清水芳治事務局長は「市が上告にかけた費用も税金の無駄遣いだ」と話している。



平成15年(ネオ)第362号
上告人 川崎市
被上告人 かわさき市民オンブズマン

上告理由書

平成15年7月3日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人

弁護士 松崎

上告人指定代理人

脇領 成

同指定代理人

長谷川

同指定代理人

北野 浩

同指定代理人

藤村

第1. 原判決には、民事訴訟法312条1項が規定する憲法の違反(具体的には憲法32条)があり、取り消されるべきものである。

1. 原判決は、被上告人と訴外三田工業株式会社間の横浜地方裁判所平成11年9月22日判決(甲第1号証)及び東京高等裁判所平成13年2月7日判決(甲第

2号証)(以下「前訴判決」という。)が、上告人に効力が及ぶものであることを当然の前提として、判断・判示をなしている。

2. しかしあらためて述べるまでもなく、判決が効力を及ぼす者の範囲は、当該判決の訴訟手続きに関与したものに限られるのが大原則であり、前訴判決の訴訟手続きに全く関与していない上告人に、前訴判決の効力が無条件に及ぶとすることは、上告人について憲法32条が規定する「裁判を受ける権利」を侵害するものといわざるを得ないのである。

3. すてに第1審以来述べたとおり、地方自治法96条1項12号は、地方公共団体において訴訟を提起するか否かについては、首長の判断のみならず、地方議会の議決を必須の要件としているのであり、地方議会の議決を得ることもなく、かつ、上告人に不利益な判決の効力が上告人に、当然に、かつ無条件に及ぶとすることは、地方自治法の趣旨を逸脱するものであり、法律解釈としてあり得ざるものといわざるを得ないのであり、原判決は、訴訟に関与していない者に一方的に不利益を課する結果をもたらす点において、裁判を受ける権利を規定した憲法32条に違反するものといわざるを得ないのであり、取り消されるべきものである。

第2. 原判決には、民事訴訟法312条2項6号に定めるいわゆる理由不備の違法があり、取消されるべきものである。

1. 原判決は、

① 「住民訴訟は、住民が地方公共団体に代わって訴訟を提起するものであり、原告である住民が勝訴したときは、地方公共団体が現実に経済的な利益を受けることになるので、相当と認められる弁護士報酬額を原告に支払うとする

ことが衡平の理念に合致することから、前記のとおり、住民訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合に、弁護士報酬を支払うべきときは、地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の弁護士報酬の支払を請求することができるものと定められている。」（原判決において引用する第1審判決7頁参照）と判示している。

② さらに、被上告人の本訴請求について、「原告は、本件住民訴訟の追行を大川隆司ら11名の弁護士（但し、控訴審においては10名である。）に委任したが、その際、報酬に関し、原告が勝訴したときは、改正前の地方自治法（以下「法」という。）242条の2第7項により横浜弁護士会報酬規程（甲第15号証）に定める標準報酬金の支払を求め、被告から得ることのできた額をその報酬とすることを合意したことが認められる。そして、その相当額については、原告と弁護士との合意に基づき横浜弁護士会報酬規程により算定された弁護士報酬額を一応の基準としながら、住民訴訟では事前に監査請求をしなければならないはず、その提起前にも相当の時間と労力を要すること、本件住民訴訟の事案の内容、審理経過、判決内容、原告代理人が要した費用、労力の諸事情を総合考慮した上、裁判所が裁量により算定すべきであると解するのが相当である。」（原判決において引用する第1審判決8頁参照）と判示した上、

③ 「しかし、本件住民訴訟判決によって、本来売り払われるべきでない土地が控訴人のもとに原状回復させること自体は控訴人にとって利益があるといえる」（原判決5頁参照）、

④ 「本件住民訴訟判決だけを見れば直ちに控訴人に直接的経済的利益をもたらさないとしても、控訴人が本来自行すべき措置の一部について目的を達成した以上、被控訴人は控訴人に対し、それ相応の弁護士報酬を請求できるといふべきである」（原判決5頁参照）とし、

⑤ 「本件住民訴訟による経済的利益は、単純に所有権移転登記の抹消が認め

られた場合よりも実質的には著しく低いといわざるを得ないこと、大師河原の土地については、上記根拠当権設定登記等が抹消されなければ、控訴人に完全な所有権を復帰させることができないところ、その点については、前記のとおり、現在被控訴人から根拠当権者等に対する訴訟が提起されており、いまだ控訴人に完全な所有権を復帰させることが可能になったとはいえないことなどを斟酌すると、弁護士報酬額は300万円をもって相当と認められる。」（原判決において引用する第1審判決10頁及び原判決4頁参照）と判示し、被上告人の請求（金3,166万8,000円）のうち約10分の1である金300万円を認容するに至っている。

2. 原判決の上記認定判示のうち、原判決は、上記1②の判示、すなわち「本件住民訴訟の事案の内容、審理経過、判決内容、原告代理人が要した費用、労力の諸事情を総合考慮した上、裁判所が裁量により算定すべきである。」と判示しながら、他方、原告代理人が要した費用、労力等については何ら具体的な事実を認定することなく、「弁護士報酬額は300万円をもって相当と認められる。」と判示、判断をなしている点については、前段と後段とは矛盾したものといわざるを得ないものであり、原判決は、ひっきょう理由不備の違法をおかした判決といわざるを得ないものである。

3. また、上告人が第1審以来主張してきたことであるが、現に、被上告人らがその弁護士報酬額の支払いを求めている前訴判決（甲第1号証、第2号証）は、金4億5,677万3,306円の土地代金との引き換えに、時価（平成13年7月1日時点の更地としての正常価格）金3億8,100万円の土地（平成13年7月1日以降、地価が下落しているのは公知の事実であり、現時点—平成15年7月時点—では、上記金3億8,100万円よりもっと時価は下落しているものである。）について、所有権移転登記の抹消登記手続きを命じているのであり、前訴判決

は、上告人に「経済的利益」をもたらさないものであるのみならず、逆に上告人に対し、財政上のマイナスの効果を生じさせることになるものである。

4. しかるところ、原判決では、上記に述べたとおり、前訴判決により、上告人が財政上、マイナスの効果を被ることが明らかであるにもかかわらず、

① 上記1⑬で記述したとおり、何ら具体的な理由を示さぬまま、「控訴人にとって利益があるといえる」と判示したうえで、

② 上記1⑭で記述したとおり、「本件住民訴訟判決だけを見れば直ちに控訴人に直接の経済的利益をもたらさないと、」とする一方で、上記1

⑤のとおり、「本件住民訴訟による経済的利益は、単純に所有権移転登記の抹消が認められた場合よりも実質的には著しく低いといわざるを得ない」などから、「弁護士報酬額は300万円をもって相当と認められる。」としているものであり、「利益」と「経済的利益」という言葉を、何ら定義することなく勝手に使い分けているといわざるを得ないのであり、この点においても、まさに理由不備の違法な判決であるといわざるを得ないものである。

5. 以上のとおり、判決には理由を付さなければならぬ（民事訴訟法253条参照）ものであるところ、原判決は、要するに、何ら根拠を示すことなく、ただ単に「控訴人には利益があり」、「弁護士報酬額は300万円が相当である」と判示しているのに過ぎないのであり、その意味からすれば、何ら理由を付していないものと言っても決して過言ではないのであり、いわゆる「理由不備」の違法な判決であって、破棄を免れないものであることは明らかである。

平成15年(オ)第1183号

平成15年(受)第1261号

決 定

川崎市川崎区宮本町1番地

上告人兼申立人	川	崎	市
同代表者市長	阿	部	孝夫
同訴訟代理人弁護士	松	崎	勝
同指定代理人	脇	領	成明
	長	谷	川進
	北	野	浩祥
	藤	村	崇

川崎市川崎区砂子1丁目10番2号 ソシオ砂子ビル802

被上告人兼相手方	かわさき市民オンブズマン
同代表者代表幹事	篠原義仁
	江口武正

上記当事者間の東京高等裁判所平成14年(ネ)第6416号弁護士報酬請求事件について、同裁判所が平成15年4月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成15年11月11日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 濱 田 邦 夫

裁判官 金 谷 利 廣

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

そして、本件前訴判決は、上記のように、傍論としてではあるが、かつ、事柄の性質上当然のことではあるが、市には、本件土地を取り戻すために三田工業に対し本件売買代金相当額を提供する義務はなく、これを提供して本件土地を取り戻すか、また、いかなる時期にその権利を行使するかは、市の判断に委ねられていると判示しているのである。

ウ。これに対し、被告川崎市長は、市長として地方公共団体たる川崎市の財産を市民にとって最善の方法で管理しなければならない立場にあるから、財政上マイナスの効果を生じることが明らかな行為を行うことなどそもそもできないなどとして〔弁論の全趣旨〕、本件訴訟の口頭弁論終結時までに、三田工業に対し、本件土地の売買代金4億5677万3306円の支払と引き換えに、本件建物を収去して本件土地を明け渡すこと及び本件土地所有権移転登記の抹消登記手続をすることを求めているのである。

エ。そこで、これらの事情を踏まえて、被告川崎市長の上記不作為が地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書きにいう「違法に財産の管理を怠る事実」に当たるかどうかについて判断すると、本件土地について、市が、三田工業に対し、本件建物収去本件土地明渡しと本件土地所有権移転登記手続を求めるためには、4億5677万3306円の本件売買代金相当額の金銭の提供を必要とするのであるが、本件訴訟が提起された平成14年8月の時点でも、本件訴訟の口頭弁論が終結した平成15年7月の時点においても、本件土地の更地価格は、本件土地売買価格より1億円以上も低いものとなっているところ、現段階でも市において本件土地を公用あるいは公共の用に利用する計画を有していないことも考慮すれば、市において、あえて、このような時期に、1億円以上もの財政上の損失を負担してまで本件土地を三田工業から取り戻そうとすることは、予算の執行等に関する地方財政の基本原則について定めた

違法確認の請求棄却

汚職事件に絡んだ違法な市有地払い下げだとして、所有権移転登記を抹消するよう別の裁判で判決が確定したにもかかわらず、市が買い戻さなかったのは「財産管理を怠っている」などとして、かわさき市民オンブズマン（代表幹事・篠原義仁弁護士ら）が、阿部孝夫・川崎市長らを相手取り、違法確認を求めた住民訴訟の判決が十九日、横浜地裁であった。

川崎市長に対する訴えについて、川勝隆之裁判長は「現時点で市が土地を買い戻すと一億円以上損失が出るため、買い戻しをしない方がむしろ市の適正な財政運営にならている」として棄却した。

判決などによると、市は一九九六年、川崎市川崎区大師河原二丁目の約二千平方メートルの市有地を、約四億五千六百万円で土木建設会社に売却。その後、この払い下げをめぐる、同社長と市幹部が贈賄容疑で逮捕され、実刑が確定したため、同オンブズマンが「払い下げは無効」として提訴。一昨年二月、二審・東京高裁で契約無効の判決が確定した。しかし、市が買い戻しに動かないため、同オンブズマンが違法確認を求めて提訴した。

また、オンブズマンは三井住友銀行などを相手取り、払い下げを受けた土木建設会社を債務者として、この土地に設定された抵当権などの登記抹消を求めていたが、川勝裁判長は、市長の行為に違法性がなく、そもそも訴えの要件がないとして、原告の請求を却下した。

篠原弁護士によると、この土地は現在、三井住友銀行などが債権回収のため競売の手続きを進めている。競売の結果、第三者の手に渡ってしまうと、市が買い戻しを求めるとは不可能になるといふ。原告側は控訴する方針。

報（隔月発行） 第39号 2004年2月2日発行

非常識判決に怒りの控訴 篠原 義仁

1 川崎縦貫道汚職事件について、川崎市が横浜地裁、東京高裁の判決内容（会報既報のとおり）の履行を怠っていたため、オンブズマンは「財産管理の違法確認」を求める住民訴訟を横浜地方裁判所に対し2002年8月15日、提訴した（同年5月23日監査請求。同年7月17日監査請求棄却）。

これに対し、横浜地裁（川勝隆之裁判長）は、2003年11月19日、全面的にオンブズマン主張を斥けて敗訴判決を言渡した（住民訴訟で連戦連勝のかわさき市民オンブズマンが初めて味わった敗訴判決）。

ちなみに、川勝裁判長は、判検交流（判事＝裁判官が検察官となり国側訴訟の代理人をつとめ、多くの場合、「国の言い分」の頭になって裁判所に戻ってくる制度）の結果、長

く訟務検事を経験した裁判官で、冒頭紹介した勝訴判決を言渡した岡光民雄裁判官（但し、岡光裁判官も若干期間の判検交流経験あり。行政訴訟の裁判長には意図的に最高裁はそうした「人物」を人事の名のもとに配置する）と異なり（本件も当初は岡光コートで岡光裁判官の東京高裁への転出に伴い、「意図的人事」配置で川勝コートとなる）、「裁判所の構成が変われば、考え方も異なる」と裁判長交代後の第1回弁論で公言し、以後その訴訟指揮はだれの目にも原告敗訴の方向をおわせる様相で推移した。

不幸にもというべきか、案の定というべきか、かわさき市民オンブズマンは前述したとおり、住民訴訟での初めての敗訴判決を味わうところとなった。

平成15年11月19日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官菊池恒夫

平成14年(行ウ)第49号 財産管理を怠る事実の違法確認等請求事件

判 決

川崎市川崎区砂子一丁目10番2号 ソシオ砂子ビル802

原 告	かわさき市民オンブズマン
代表者代表幹事	篠 原 義 仁
同	江 口 武 正
訴訟代理人弁護士	大 川 隆 司
同	篠 原 義 仁
同	渡 辺 登 代 美
同	根 本 孔 衛
同	児 島 初 子
同	畑 谷 嘉 宏
同	岩 村 智 文
同	西 村 隆 雄
同	藤 田 温 久
同	三 嶋 健
同	神 原 元

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

被 告	株式会社三井住友銀行
代表者代表取締役	西 川 善 文

東京都中央区日本橋本町三丁目4番10号

被 告	SMB C 抵当証券株式会社
代表者代表取締役	鱒 見 満 裕

る。」として、三田工業に対し、本件売買代金の支払を受けるのと引き換えに、市に対し、本件土地所有権移転登記の抹消手続をすることを命じたのである。

ウ。そして、本件前訴判決は、原告が、市に代位して三田工業に対し提起した住民訴訟（地方自治法242条の2第1項4号の代位訴訟）に係る判決であるから、これが確定したことにより、本件前訴判決の既判力は、市に及ぶことになる（民事訴訟法115条1項2号）。したがって、市は、三田工業に対し、本件売買代金相当額の支払と引き換えに、本件土地所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができる法律上の地位を取得したところである。

(3) 被告市長の三田工業に対する本件不作為についての評価

ア。被告市長は、原告も指摘するように、市の執行機関として、市の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負い（地方自治法138条の2）、市の財産を常に良好の状態においてこれを管理しなければならない責務を負う（地方財政法8条）。

他方、地方財政法4条は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と、予算の執行等に関するに地方財政の基本原則について規定しているところである。

そして、本件前訴判決は住民訴訟であり、住民訴訟制度が地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として設けられたものである以上、川崎市の執行機関である被告川崎市長は、本件前訴判決の趣旨に則り、本件土地の適正な管理を行うべきであることはいうまでもない。

したがって、被告川崎市長は、その職責に基づき、上記の地方財務行政の適正な運営に関わる法令の規定を踏まえ、本件前訴判決の趣旨に則り、本件事案に係る諸般の事情を総合考慮して、本件土地の適正な管理

について必要な措置を採るなど、地方財務行政の適正な運営を図るべきであるといえることができる。

そこで、次に、このような観点に照らして、被告市長の三田工業に対する本件不作為が、地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書きにいう「違法に財産の管理を怠る事実」に当たるかどうかについて考察することとする（なお、本件前訴判決は、直接には、本件土地所有権移転登記の抹消登記手続請求に係るものであるが、本件建物収去土地明渡請求に係る不作為についても、同様に考えることができることはいうまでもない。）。

- イ. 本件前訴判決は、上記のとおり、市に対し、本件売買代金4億567万3306円の支払と引き換えに、三田工業に対して本件土地所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができる法律上の地位を取得させた判決であるが、平成13年7月1日の時点における本件土地の更地価格は3億8100万円であるとの鑑定評価がされているところである。また、本件監査請求において、市は、平成14年6月1日までの時点修正を行うと、本件土地の更地価格は約3億3084万円まで下落していると認識していたのであり、その後の不動産価格の推移の状況等に照らせば、平成15年7月の本件訴訟の口頭弁論終結時においては、本件土地の更地価格は更に下落したものと窺われるところである〔甲14号証、弁論の全趣旨〕。

また、本件土地は、もともと市が川崎縦貫道事業用地の代替地とするため取得した土地の一部を三田工業に売却したものであって、市が公用あるいは公共用に利用する目的で取得したものではなく、その後、平成13年9月10日に市の公有地総合調整会議において審議した際にも、本件土地の利用についての行政目的が存在しないことを確認しているところである〔甲14号証〕。

上記地方財政法4条の規定や、三田工業に対し本件売買代金相当額を提供して本件土地を取り戻すかどうか、また、いかなる時期にその権利を行使するかについては市の判断に委ねられるとした本件前訴判決の趣旨に照らし、その妥当性を肯定することは困難というべきであり、むしろ、被告川崎市長の上記不作為の方が、市の財務行政の適正な運営に適っているといえるのであって、この不作為が地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書きにいう「違法に財産の管理を怠る事実」に当たると評価することはできないというべきである。

この点に関し、原告は、被告川崎市長の上記不作為が財務行政上の適正な財産の管理と評価できるかどうかは、本件土地と金銭との財産的価値の単純な比較のみによって判断すべきではなく、法の正義の実現や行政の公正さの担保の観点からも検討されるべきであるとの趣旨の主張をする。確かに、原告の上記主張は、地方財務行政の適正な運営とは何かという一般的な問題についての傾聴すべき論点の指摘であるといえることができるが、これを具体的な本件事案に即してみれば、法の正義の実現や行政の公正さの担保の観点をいかに重視するとしても、上記のように、現時点において、市が、本件土地を三田工業から取り戻そうとすると、1億円を超える財政上の損失を負担しなければならないのであって、被告川崎市長において、市にとって不要不急の本件土地についてこのような措置を採ることが、市の財務行政の適正な運用に適うものと評価することができるのか、それ自体として大いに疑問であるといわざるを得ない。そればかりでなく、被告川崎市長がそのような措置を採るということは、川崎市民の負担において、わざわざ、違法な贈賄行為をした三田工業の本件土地の価格の下落による損失を補填するという効果をもたらすものであるから、法の正義の実現や行政の公正さの担保という観点からしても、却ってその理念に反することとならないのかという疑念を拭

えないのであって、原告の上記主張を踏まえても、被告川崎市長の上記不作為の方がむしろ市の財務行政の適正な運営に適っている、との上記裁判所の判断は左右されないというべきである。

(4) 小括

上記のとおり、被告川崎市長の三田工業に対する本件不作為は、地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書きにいう「違法に財産の管理を怠る事実」に当たらないから、この部分についての原告の請求は、理由がない。

3 主要な争点②のうち、被告川崎市長の被告抵当権者らに対する本件不作為が地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書きにいう「違法に財産の管理を怠る事実」に当るかどうかについての判断

(1) 上記のとおり、被告市長の三田工業に対する本件不作為が地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書きにいう「違法に財産の管理を怠る事実」に当るとはいえないのであるが、前記2(3)に摘示した事実関係や現在の社会経済情勢の下においては、近い将来に、被告川崎市長が、三田工業に対し、本件土地売買代金相当額の支払と引き換えに、本件土地所有権移転登記の抹消登記手続等を求めるべき状況が現出するような具体的な見通しは全くないと認められるところである。

そのような状態の下において、被告川崎市長が、相当の時間と経費をかけてまで、本件土地について三田工業が設定した本件根抵当権等設定登記の抹消登記手続を求めるため、被告抵当権者らを被告として訴訟を提起することは、仮に、当該訴訟において勝訴の判決を得ることができたとしても、本件土地の現実の占有を回復することができるわけではないのであるから、実益に乏しいものというべきであり、市の財務行政の適正な運営という観点からみて、妥当な措置であるといえることができるか疑問であるといわなければならない。

控 訴 状

川崎合同法律事務所

電話044-211-0121 F.A.X044-211-0123

平成15年11月 日

弁護士(主任) 篠原 義 仁

同 根本 孔 衛

同 児 嶋 初 子

同 畑 谷 嘉 宏

同 岩 村 智 文

同 西 村 隆 雄

同 藤 田 温 久

同 三 嶋 健

同 渡 辺 登 代 美

同 神 原 元

同 川 口 彩 子

同 山 下 芳 織

東京高等裁判所

御中

控訴人代理人

弁護士 大川 隆 司

同 篠原 義 仁

同 渡辺 登代美

外11名

〒210-8544 神奈川県川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802

控訴人 かわさき市民オンブズマン

代表者代表幹事 篠原 義 仁

同 江口 武 正

〒231-0012 神奈川県横浜市中区相生町1丁目18番地

光南ビル6階

控訴人代理人

弁護士 大川 隆 司

(送達場所) 〒210-8544 神奈川県川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802

〒210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

被控訴人

川崎市長
阿部孝夫

財産管理を怠る事実の違法確認等請求控訴事件

訴訟物の価額 金 95万円

貼用印紙額 金12,300円

上記当事者間の横浜地方裁判所平成14年(行ウ)第4号財産管理を怠る事実の違法確認等請求事件について、平成15年11月19日に言渡された判決は、全部不服であるから控訴する(但し、被告株式会社三井住友銀行、同SMB C抵当証

券株式会社及び株式会社整理回収機構分は除く)。

第1. 原判決の表示

主 文

- 1 原告の被告株式会社三井住友銀行、被告SMB C 抵当証券株式会社及び被告株式会社整理回収機構に対する本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 原告の被告川崎市長に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

第2. 控訴の趣旨

1. 原判決を取消す。
2. 被控訴人川崎市長が、別紙物件目録1記載の川崎市所有の土地について、次の管理行為を怠る事実が違法であることを確認する。

(1) 三田工業株式会社に対し、4億5677万3306円の支払と引き換えに、別紙物件目録2記載の建物の収去、同目録1記載の土地の明渡しを請求すること及び同目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9885号をもってされた所有権移転登記の抹消登記手続を請求すること。

(2) 株式会社三井住友銀行に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9886号をもって三田工業株式会社を債務者としてされた根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求すること。

(3) SMB C 抵当証券株式会社に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年4月25日受付第14980号(前同日14981号付記1号、同付記2号登記)をもって三田工業株式会社を債務者としてされた抵当権設定登記の抹消登記手続を請求すること。

(4) 株式会社整理回収機構に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成10年4月17日受付第13594号をもって三田工業株式会社を債務者としてされた根抵当権設定登記の抹消登記手続をすること。

3. 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

原判決の認定した川崎市長に係る本件財産管理に係る違法性の判断は、事実認定においても法律判断においても誤りがあり、その取消しを免れない。

なお、その詳細な理由は、追って準備書面を提出する。

準備書面はかわさき市民オンブズマン会報第39号

「非常識判決に怒りの控訴」参照。

平成16年4月14日判決言渡
同日判決原本領収
裁判所書記官 藤木貴洋

平成16年(行コ)第1号 財産管理を怠る事実の違法確認等請求控訴事件(原審
・横浜地方裁判所平成14年(行ウ)第49号)

(口頭弁論終結日 平成16年3月1日)

判 決

川崎市川崎区砂子一丁目10番2号 ソシオ砂子ビル802

控 訴 人	かわさき市民オンブズマン
代表者代表幹事	篠 原 義 仁
同	江 口 武 正
訴訟代理人弁護士	大 川 隆 司
同	篠 原 義 仁
同	渡 辺 登 代 美
同	根 本 孔 衛
同	児 島 初 子
同	畑 谷 嘉 宏
同	岩 村 智 文
同	西 村 隆 雄
同	藤 田 温 久
同	三 嶋 健
同	神 原 元 子
同	川 口 彩 子
同	山 下 芳 織

川崎市川崎区宮本町1番地

被 控 訴 人	川崎市長 阿 部 孝 夫
訴訟代理人弁護士	松 崎 勝
指 定 代 理 人	脇 領 成 明
同	長 谷 川 進

同 北 野 浩 祥
同 藤 村 崇

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の申立て

1 控訴人

- (1) 原判決主文第2項を取り消す。
- (2) 被控訴人が、原判決別紙物件目録1記載の川崎市所有の土地について、次の管理行為を怠る事実が違法であることを確認する。

ア 三田工業株式会社に対し、4億5677万3306円の支払と引き換えに、原判決別紙物件目録2記載の建物の収去、同目録1記載の土地の明渡しを請求すること及び同目録1記載の土地につき横浜地方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9885号をもってされた所有権移転登記の抹消登記手続を請求すること。

イ 株式会社三井住友銀行に対し、原判決別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9886号をもって三田工業株式会社を債務者としてされた根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求すること。

ウ SMBC 抵当証券株式会社に対し、原判決別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方法務局川崎支局平成9年4月25日受付第14980号（前同日14981号付記1号、同付記2号登記）をもって三田工業株式会社を債務者としてされた抵当権設定登記の抹消登記手続を請求すること。

エ 株式会社整理回収機構に対し、原判決別紙物件目録1記載の土地につ

き横浜地方法務局川崎支局平成10年4月17日受付第13594号をもって三田工業株式会社を債務者としてされた根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求すること。

2 被控訴人は、主文と同旨の判決を求めた。

第2 事案の概要

1 本件は、川崎市と三田工業間の本件土地の売買契約の無効（贈収賄行為により契約が締結されたもので、公序良俗違反）を主張する控訴人が川崎市に代位して三田工業に対して所有権移転登記の抹消登記手続を求めた別件住民訴訟について、売買代金の支払と引き換えに抹消登記手続請求を認容する判決がされ、これが確定したところ、この別件住民訴訟の確定判決を被控訴人が執行しない点が財産管理の懈怠に当たるとして控訴人から提起された住民訴訟である。原判決は、控訴人の請求を棄却し、これに対して控訴人から控訴したのが本件である。

2 当事者双方の主張

事案の骨子、基礎となる事実、主要な争点及び当事者の主張は、控訴人の当審における主張を次のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2から第5まで（控訴人と被控訴人の間の訴訟に関する部分に限る。）に記載のとおりである。

（控訴人の当審における主張）

- (1) 被控訴人は、確定した前訴判決に拘束され、その主文を執行すべき法的義務を負うところとなったのであって、執行すべきかどうかの点につき、被控訴人に裁量の余地はない。したがって、前訴判決の執行をしない被控訴人の財産管理は、違法である。
- (2) 原判決は、不動産価格の下落と現時点において買戻しをすることによる市財政へのマイナスといった金銭的評価のみを重視し、法の正義の実現や行政の公正さの担保をこれよりも下位に位置付けており不当である。

贈収賄発覚後直ちに前訴判決の内容に応じた措置をとっていれば、原判決が強調する不動産価格の下落はとるに足りないものであったのであり、長期にわたる川崎市の怠慢の間に生じた価格下落を、行政を救済する論理に使うことは、法の正義と相容れない。

本件土地は用地買収の見返りとしての代替地用地として取得されたものであり、前訴判決に従って取り戻せば、今でも代替地として用いることができる。そして、買収地の代替地として用いれば、買収地も代替地も価格が下落しているから、下落した土地同士を交換しても、市の財政に損失を発生させることはない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求を棄却すべきものとした原審の結論は相当であると判断する。その理由は、控訴人の当審における主張に対する判断を次のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第6（控訴人と被控訴人との間の訴訟に関する部分に限る。）に記載のとおりである。

2 控訴人の当審における主張に対する判断

(1) 控訴人は、前訴判決を執行すべきかどうかについて被控訴人に裁量の余地はなく、被控訴人は前訴判決を執行すべき義務を負うと主張する。

普通地方公共団体に代位して行う住民訴訟の確定判決の内容が、強制執行を必要とするものである場合、単純に金銭の支払を命ずる判決であっても、これを執行することが必ずしも地方公共団体及び住民全体の利益につながる可能性があるのは明らかである。例えば、相手方が強制執行可能な財産を有していなかったり、財産があっても執行費用を上回る換価代金を得られる見込みがないなどの場合には、強制執行の申立てをしてもそのための費用支出が当該執行による回収金額を上回り、地方公共団体の財産を減少させることになる。このような場合には、それでも敢えて強制執行を行う必要があるかどうかを吟味する必要がある、地方公共団体の執行機関が当該判決に基づ

く強制執行を行わないことが、当然に、財産の管理を怠ることになるとはいえない。このように、確定判決に基づく執行をするかどうかについては、地方公共団体の財産を減少させるかどうかという観点からの判断を必要とし、その意味において、地方公共団体の執行機関には、判決を執行するかどうかについての裁量の余地があるというべきである。

確定判決の内容が、本件のように相手方に対する反対給付の履行と引換えに相手方に不動産の移転登記手続を命ずるものである場合には、相手方が登記申請の意思表示をしたものとみなされるためには、判決の確定だけでは足りず、反対給付を履行し、履行のあったことを証明して執行文の付与を受けなければならないという点において、判決内容の実現のために強制執行を必要とする場合に類するということができる。そして、前同様に、反対給付の額が不動産の価額を上回る場合には、支出する財産の額が獲得する財産の価額を上回って地方公共団体の財産を減少させることになるから、それでも敢えて執行文の付与申請を行う必要があるかどうかについて裁量判断をする余地があり、地方公共団体の執行機関が当該判決に基づく執行をしないことが、当然に、財産の管理を怠ることになるとはいえないというべきである。

地方自治法242条の2及び行政事件訴訟法43条の規定によれば、住民訴訟には行政事件訴訟法33条1項の規定が準用され、住民訴訟の確定判決は、その事件について、地方公共団体の関係執行機関等に対する拘束力を有する。しかしながら、本件のような場合には、条理に照らし、当該判決の執行を回避すべき合理的な理由がない限り執行する義務を負うというのが上記拘束力の意義であると解すべきであって、上記のような裁量権の行使が否定されるべきものではないというべきである。

- (2) 控訴人は、贈収賄発覚後直ちに前訴判決の内容に応じた措置をとるべきであったと主張する。しかしながら、贈収賄発覚後直ちに代金返還と引換えに所有権移転登記の抹消登記手続をすることは、相手方となる三田工業株式会社

が前訴判決の確定に至るまで本件土地の売買契約は有効であると主張していたことに照らし、不可能であったことが明らかであり、代金返還の履行による抹消登記手続は、前訴判決の確定した平成13年2月22日以降に可能になったものである。そして、前記認定事実によれば、本件土地の時価は、この時点において既に返還を要する代金額（4億5677万3306円）を下回っていたものと推認され、価格の下落が川崎市の怠慢の間に生じたとはいえないというべきである。

控訴人は、買収地と代替地は共に価格が下落しているから、4億5677万3306円を支払って本件土地を取り戻した上で代替地として用いれば川崎市に損害は生じないとも主張する。しかしながら、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、現時点において本件土地と同等の代替地を新たに取得するのに要する費用は4億5677万3306円よりも1億円以上低いことが明らかであって、仮に代替地を取得する必要があるとしても、本件土地を取り戻すよりも、新たな代替地を取得する方が川崎市の財政上有利なことが明らかであり、控訴人の主張は採用できない。

控訴人は、原判決は、法の正義の実現や行政の公正さの担保を軽視し、金銭的評価のみを重視している点が不当であると主張する。しかしながら、法の正義の実現や行政の公正さの担保は、代金を返還すれば所有権移転登記の抹消登記を得られるという地位を川崎市が有することが確定されたことにより実現されたものと評価することができる。そして、前訴確定判決を執行するかどうかは、執行することが川崎市の財政に与える影響など関係する事情を総合して別途判断すべきであり、本件においては原判決説示のとおり執行を差し控えることも現時点においては川崎市の財務行政の適正な運営にかなっているものというべきである。したがって、控訴人の主張を採用することはできない。

3 よって、主文のとおり判決する。

公開質問状

川崎市長 阿部 孝夫殿

2003年12月16日 拡大幹事会決定

川崎区砂子 1-10-2-802 TEL044-211-0121

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

代表幹事 江口 武正

担当幹事 佐々木玲吉

金澤 義春

小倉 八洲

西尾理恵子

事務局長 清水 芳治

(仮称)大宮中幸町線道路築造に就いて

市長におかれては日頃市政に奮闘しておられることに、一同深く敬意を表するところであります。

さて、表題の件であります、去る11月14日付の読売新聞紙上に道路工事に絡み談合情報が寄せられ、情報通りのJVが落札したと報じられました。振り返れば市が10月15日以降電子入札制度を導入し、落札率が75%台に下がったとの喜びの市長談話を各紙紙上で拝見したばかりであります。

早速市のホームページ上で落札情報を検索したところ、この件の落札率は実に
98.239%、

この落差は計り知れないといわざるを得ないところであります。

そこで、以下に就き市長の見解をお尋ねいたします。

A JVによる入札に就いて

- ①何故JVによる入札なのか。
- ②JVに限定するための基準及び決定手続きを公開して下さい。
- ③本件の場合、JVにすることによって何かメリットが生まれるのでしょうか。
- ④もし談合が行われていたとすれば、一般競争入札にもかかわらず業者間で入札業者が分かっているためと思われそうですが、どうして分かるとお考えでしょうか。



- ⑤入札状況からみて限りなく談合の存在を疑わせるものですが、何故横浜市が行ったように、談合の噂のあった業者を排除せず、またJVの組み換えを求めず、そのまま入札を強行したのでしょうか。

B 落札価格に就いて

- ①落札率 98.239%は高いと思いませんか。
- ②最低入札額と最高入札額との差は率にして 1.139%しかありません。6社が参加した競争入札でこうした僅かの差の中に6社が犇っている状況をどう判断されますか。従来
の回答のように各社の平均的な積算能力の向上とお考えでしょうか。
- ③市は低入札調査基準価格を 75%に設定しております。競争原理が働かない基準価格とは何でしょうか。
- ④あるいは市の積算方法を再検討する必要があるとお考えでしょうか。

ご多忙とは存じますが、2004年1月15日までに文書でご回答下さるようお願い申し上げます。

資料2葉を添付いたします。

市道建設工事で
公開質問状提出
市民オンブズマン

JR川崎駅西口の川崎市
道建設工事の一般競争入札
で、市と読売新聞に事前に
寄せられた情報通りの共同
企業体(JV)が予定価格
の98.2%で工事を落札し
た問題で、市民団体「かわ
さき市民オンブズマン」は
十九日、「談合の存在を疑
わせる状況だが、なぜうわ
さのあった業者を排除しな
かったのか」などとする公
開質問状を阿部市長あてに
提出した。

読売新聞 03年12月20日

工事

落札結果詳細

入札情報 かわさき → 落札結果検索 → 落札結果一覧 → 落札結果詳細

契約番号: 4151001679
 件名: (仮称)大宮中幸町線道路築造(その9)工事ほか(合併)
 履行場所: 川崎市幸区大宮町31-2番地先
 着手期限: 平成15年11月18日 履行期限: 平成16年3月31日まで
 落札金額: 103,500,000円
 予定価格(税抜): 105,354,540円 低入札調査基準価格(税抜): 79,015,905円
 落札業者住所: 横浜市西区北幸二丁目8番19号

業者名	一回目入札金額	結果	入札率(清水)
西松・喜美代共同企業体	103,500,000円	落札	98.239%
東急・大山共同企業体	104,000,000円		98.714%
戸田・小沼共同企業体		辞退	
りんかい日産・藤智共同企業体	104,700,000円		99.378%
鉄建・ミュキ共同企業体	103,900,000円		98.619%
五洋・重田共同企業体	104,000,000円		98.714%
熊谷・藤原共同企業体	104,500,000円		99.188%

情報通りのJVが落札

市道建設工事

JR川崎駅西口の川崎市道建設工事の一般競争入札で市と読売新聞に「落札する共同企業体(JV)」が決まっているという事前情報が寄せられた問題で、市契約課は十三日、延期していた入札を行い、情報通りのJVが落札した。入札にはゼネコンと地元業者が組んだ六JVが参加。落札金額は一億三百五十万円(税抜き)で、予定価格に対する落札率は98.2%だった。

市は各JVから事情を聞いたが、各社とも談合を否定した。今後、不正行為が確認された場合、JV側が市に支払う損害賠償金は、契約額の10%から25%に引き上げられている。同課は、事実関係を眞摯と公正取引委員会に報告する。

03/11/14

読売新聞 2003年11月14日

入札会場に談合メモ

横浜市工事業業者、机に置き発覚

県警が捜査へ

15日、横浜市発注工事の指名競争入札の会場で、参加した建設会社の社員が他の参加業者の入札額を記した「談合メモ」を持って入札会場を徘徊していた。市は契約規則に基づき、入札を取り消した。市からメモの提出を受けた加賀町署は競売入札妨害などの疑いもあるとみて調べる。

横浜市契約部によると、西区みなとみらいにある棧橋を修理する工事の入札で、市内の5社が参加した。1、2回目は全社が上限の予定価格を越す額を提示したため、2回目の入札で最低額だった会社と随意契約の交渉に入った。ところがその際、この会社の社員が参加業者や入札額を記したメモをうっかり机の上に置き、市職員が見つけたという。

横浜市の指名競争入札は、どの業者が参加するか当日まで漏れない仕組み。社員は市契約部に工事をどうしても取りたかったので、業者に事前に行った。業者に事前に問い合わせて入札額を聞いた」と談合を認めたといい、各社の入札額はメモに書かれた額と同じだった。

【木村光則】

か当日まで漏れない仕組み。社員は市契約部に工事をどうしても取りたかったので、業者に事前に行った。業者に事前に問い合わせて入札額を聞いた」と談合を認めたといい、各社の入札額はメモに書かれた額と同じだった。

【木村光則】

送水管工事入札 談合情報で中止

横浜市水道局

浄水場から「野庭配水池」(横浜市港南区)につながる送水管の新設工事(予定価格約2億円)の指名競争入札を横浜市水道局が3日に実施する予定だったが、「受注業者

が決まっている」との情報で事前に寄せられたため、同局が入札を中止していたことが分かった。

情報は11月下旬、市議会関係者や第三者から電話で同局契約課に寄せられた。同課によると、情報にあった業者が実際に入札に参加する予定だった。

ため、「談合の可能性が高い」と判断したという。工事は年度内に改めて入札するが、当初の入札予定業者7社は外すといい。13、12、10

談合情報の指摘された業者落札せず

東村山署工事

「参加予定業者が談合している」との情報があった警視庁東村山署(東京都東村山市)の設備改修工事について、警視庁は8日、いったん中止していた入札を実施した。情報で、参加予定業者に談合を持ちかけた指摘されていた業者は落札しなかった。

警視庁は、1グループ2社の共同企業体10グループを指名したうえで今月1日に入札をする予定だった。ところが11月下旬、談合を指摘する情報を得たため取りやめ、10グループに工事の見積書を出させるなどして事情を聴いていた。その結果、「不審な点は見つ

らなかった」と(警視庁施設課)として同じ10グループを集めて入札をした。

15川財契第9937号

平成16年1月15日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁 様

代表幹事 江口 武正 様

担当幹事 佐々木 玲吉 様

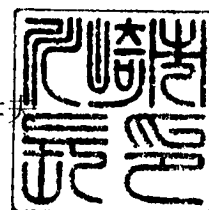
金澤 義春 様

小倉 八洲 様

西尾 理恵子 様

事務局長 清水 芳治 様

川崎市長 阿部 孝典



公開質問状「(仮称)大宮中幸町線道路築造に就いて」(回答)

日頃から、本市の行政に御協力をいただきまして感謝いたします。

さて、2003年12月16日付けで公開質問状のありましたことについて、
次のとおり回答いたします。

A

- ① 本工事は、川崎市公告（調達）第129号（平成15年9月29日）にありますように、請負契約者と随意契約（平成15・16年度、計2本）を締結する予定があり、今後締結が予定される随意契約の予算金額及び工事の施工位置の特殊性（東日本旅客鉄道線の線路敷の近接施工）による技術者要件等を総合的に勘案し、川崎市共同企業体取扱要綱に基づき共同企業体による施工としたものです。
- ② 共同企業体の取扱いについては、川崎市共同企業体取扱要綱を公表しています。
- ③ 共同企業体の代表者に条件として求めている社団法人日本鉄道施設協会発行の「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者が大手企業に限られているが、共同企業体で発注することにより、市内業者の受注機会の拡大、技術習得を図ることが可能となります。
- ④ 推測に基づいた回答はいたしかねます。
- ⑤ 本工事は一般競争入札により執行したもので、共同企業体の結成は、公告に定める条件を満たしている者による自由結成となっていることから、噂があることを理由として排除又は組み換えを求めることは難しいものと考えております。

B

- ①② 本工事は公告において予定価格を事前公表しており、予定価格の制限の範囲内で入札が行われたものと考えます。
- ③ 低入札調査基準価格は、工事請負契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があるときの、落札者の決定のための調査を行う基準となる価格であります。
- ④ 市の積算にあたっては、国土交通省土木工事標準積算基準書を参考に作成した川崎市土木工事標準積算基準書に基づき積算することになっております。
なお、この基準書は定期的に見直しを行っております。

以上

財政局契約課担当
電話 200-2098

を

指定施設の種類	構造	造 階
---------	----	-----

に、「建築物の延べ面積」を「指定施設の延べ面積」に、

自動車の駐車のために供する面積(路外駐車場の場合)	㎡	病室の有無 (医療施設の場合)	有・無
---------------------------	---	--------------------	-----

を

駐車場の駐車台数	台(うち機械式 台・並いす使用 者用駐車区画 台)
----------	------------------------------

に改め、同様式を第11号様式とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成15年11月1日から施行する。
(経過措置)

- 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第129号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成15年9月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

(仮称)大宮中幸町線道路築造(その9)工事

(仮称)大宮中幸町線道路築造(その9)附帯工

事(合併入札)

(2) 履行場所

川崎市幸区大宮町31-2番地先

(3) 履行期限

平成16年3月31日限り

(4) 工事概要

本体工事

工事延長 L=37.0m

場所打杭工(L=24.0~25.0m φ1000~1200)

N=14本

既製杭工(L=26.0~28.0m φ600)

N=36本

附帯工事

工事延長 L=34.3m

表 層 工(密粒度アスコン t=3cm)

A=27.0㎡

路 盤 工(RC-40 t=10cm)

A=27.0㎡

仮 囲 い(H=6.0m) L=34.3m

*東日本旅客鉄道株式会社の近接施工となる工事
です。

(5) 予定価格

110,622,267円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。

ただし、共同企業体の出資割合は、すべての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を下回ってはけません。

(1) 共同企業体の構成員のすべてに必要な条件

ア 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市内に本社又は事業所を有すること。

ウ 平成15・16年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」で掲載されていること。

エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

オ 建設業退職金共済制度に加入していること。

カ 本工事の競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。

キ 同じ構成員と結成した共同企業体で、現在川崎市発注の工事を施工していないこと。

ク 現在川崎市で執行している他の競争入札において、同じ構成員と共同企業体を結成していないこと。

(2) 代表者に必要な条件

ア 平成15・16年度川崎市競争入札参加資格審査申請時における経営事項審査結果通知書の「土木一式」の総合評点が1,200点以上であること。

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

エ 社団法人日本鉄道施設協会発行の「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者を専任で常時配置できること。

(3) 構成員2に必要な条件

ア 川崎市内に本社を有すること。

イ 平成15・16年度川崎市工事請負有資格業者名簿

- に、業種「土木」等級区分「A」で掲載されていること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配付
 - 次により、一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。
 - (1) 配付場所
 - 川崎市財政局管財部契約課
 - 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 - 電話 044-200-2098
 - (2) 配付期間
 - 平成15年9月29日(月)～平成15年10月8日(水)
 - (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。10月8日は正午まで)
 - 午前9時～正午、午後1時～午後4時
- 4 設計図書類の閲覧
 - 次により、設計図書類を閲覧することができます。
 - (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ。
 - (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ。
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - 入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
 - (1) 提出場所 上記3(1)に同じ。
 - (2) 提出期間 上記3(2)に同じ。
 - (3) 提出方法 持参
- 6 一般競争入札参加資格確認通知書の送付等
 - 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成15・16年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「工事」について委任した委任先のEmailアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。
 - なお、当該委任先のEmailアドレスを登録していない者には、送付日の午前9時～正午に、上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 送付日
 - 平成15年10月17日(金)
 - (2) その他
 - 一般競争入札参加資格があると認められた者には、設計図書類の取得について別途指示します。なお、その費用は実費負担とします。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 - 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- 8 入札手続等
 - 次により入札を執行します。
 - (1) 入札の方法
 - ア 入札書の提出日時

- 平成15年11月7日(金) 午後1時30分
- イ 入札書の提出場所
 - 川崎市入札室
 - 川崎市川崎区宮本町1番地
 - 川崎市役所本庁舎 地下1階
- ウ 入札書の提出方法 持参
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 上記8(1)アに同じ。
- (4) 開札の場所 上記8(1)イに同じ。
- (5) 落札者の決定方法
 - 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であり、当該契約の適正な履行が確保されないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効
 - 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
 - (1) 契約保証金 免除
 - (2) 前払金 適用
 - (3) 契約書の作成 要
- 10 その他
 - (1) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事です。
 - (2) 本調達に契約された場合、本調達に直接関連する他の工事の請負契約を、本調達の請負契約者と随意契約(平成15・16年度、計2本)により締結する予定があります。
 - (3) 入札参加資格が有ると認められた者が5者に満たないときは、入札を取りやめる場合があります。
 - (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (5) 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は上記3(1)で閲覧できます。
 - (6) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
 - (7) この工事の申請書配付・提出に関して、インターネットによるサービス提供は行っておりません。上記3(1)のみとなります。

川崎

「ミュージア川崎」1円落札

危機感と実績望む意識か

13日に完成したJR川崎駅西口の再開発ビル「ミュージア川崎」の建物一部の警備・清掃業務委託入札で、川崎市内の同一業者がいずれも「1円」で落札したことが波紋を広げている。3カ月余りの実質的な「ただ働き」を業者が引き受けたのはなぜか。背景には、市外業者参入への危機感と、川崎市の代表的な施設を受注した実績を望む意識があるようだ。【伊藤直孝】

◆2件の業務受託 となっている。警備は市発注した川崎市文化財 内外9社、清掃には市内団によると、指名競争入 7社が参加した。札は5日に実施された。 警備業務は、市内10のビル管理業者でつくる川 警備は市が所有するシン 崎区内の業者組合が1円 フォニーホールとオフィ での落札。清掃の入札も同 ス棟一部の業務で、期間 は来年3月31日まで。清 掃はオフィス棟一部の業 務で、来年3月31日まで

広がる波紋と疑問



◆メリットは 市内の清掃業者は「行 政の入札は採算を度外視 することが多い」と打ち 明ける。真公庁の業務を 受注した実績が、業者の 「箔付け」になるといっ た。

◆違法性は マンの江口武正代表幹事 は「非常に不自然。1円 で3月まで我慢して、4 月以降も随意契約を取っ て帳尻を合わせようとし ているのではないかと考 えている」と話す。 同オンプスマンは19日、 財団に100%出資する 川崎市に、4月以降の業 者選定も競争入札とする よう申し入れた。

一方、財団は「(4月 か、2通りの対応が考え

わけた。「だからどの業 以降は)業者は選定し直 者もぎりぎりまで切り詰 す」と、継続した随意契 約の可能性を否定。「安 けるのに、1円とはふざけ ている」

適切な金額で入札 してほしい」と困惑顔だ。

この問題は10日の市議 会決算審査特別委員会 で 取り上げられた。菅原敬 子議員(民主・市民連合) の質問に、榎沢孝夫財政 局長は「地方自治法の定 める通り最低価格で入札 したものと契約するか、 独禁法の不正な取引 (不当廉売)に該当する 恐れから契約を避ける

http://www.mainichi.co.jp/

川崎市長 阿部孝夫 殿

2003年12月19日

川崎区砂子 1-10-2-802 tel044-211-0121

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原義仁

代表幹事 江口武正

事務局長 清水芳浩



申入書

市長には日頃市政に傾注の趣、大いに感謝致しております。

川崎西口再開発ビル「ミュージア川崎」のシンフォニーホールおよびオフィス棟の1部の「警備業務委託指名競争入札」で市内の業者が「1円」で入札したと新聞報道された。又「清掃業務」についても「1円」で同一業者が落札したと報道されている。発注主の川崎市文化財団は川崎市が100%出資する法人であるが、法的には問題なしとしてこの入札を認めた。

1円で業務が遂行できないことは明らかであり、企業側は初入札時に安値で落札し、次回以降は実績を標榜し随意契約を勝ち取り契約を継続することを意図し、その段階で元がとれるような値付けをしようとしていると考えざるをえない。これでは来年以降のコストが適切であるわけがなく市民としておおいに不安である。また川崎市関連の業務を落札できるのは当初に収益を得なくてもやっていける体力がある企業に限定されてしまうという弊害を生むことにもなる。

企業に対する評価は、価格・技術・サービスなど総合力を当然評価するわけだが、価格以外は評価しにくく、価格が落札を決めるポイントとなるため、1円入札などという超安値入札が起こるわけである。これは制度の問題でもある。当事業は川崎



市のシンボリック事業であり、川崎市は市民に対し明朗な運営がなされている事を示すことが肝要である。よって川崎市が下記を実施又は指導するよう申入れる。

公務ご多忙と拝察致しますが、2004年1月15日までに、ご回答下さるようお願い致します。

1) 次回以降の契約は随意契約は絶対に行わず、指名競争入札（出来れば一般競争入札）を実施し、1円入札者も他の業者と同一に扱う。その旨を落札した業者に通知する。

2) 非常識な低価格入札を阻止する制度を確立する。

以上

15川市文第527号
平成16(2004)年1月20日

かわさき市民オンブズマン 様

川崎市長 阿部 孝夫



申入書の回答について

2003年12月19日付けの申入れについては、財団法人川崎市文化財団
に対し、今後も指名競争入札や一般競争入札の方法による公正な競争を図ると
ともに、市民に不信感を与えることがないよう適正な契約執行を指導いたしま
した。

(川崎市役所市民局市民文化室担当)

電話 200-2029

平成14年度公社直接売却用地集計

資産区分	所在地	譲渡面積(m ²)	原価		簿価	譲渡価格	差額
			原	利息			
1	山口台地内公共用地	206.52	43,258	27,883	71,141	68,150	2,991
2	"	209.27	43,834	28,254	72,088	70,940	1,148
3	"	204.85	45,653	29,444	75,097	70,880	4,217
4	"	209.35	46,656	30,091	76,747	70,340	6,407
5	"	749.89	159,698	102,952	262,651	181,500	81,151
6	金程地内公共用地	341.83	59,761	39,972	99,733	37,260	62,473
7	"	237.57	41,532	27,779	69,311	27,800	41,511
8	"	299.19	49,876	33,303	83,179	40,090	43,089
9	水江町地内公共用地	6,519.64	1,650,900	872,509	2,523,409	707,400	1,816,009
10	宮前区1丁目地内代替地	417.20	209,497	53,923	263,420	73,000	190,420
	計	9,395.31	2,350,667	1,246,109	3,596,776	1,347,360	2,249,416

(千円)

[原価には、用地費、補償費、印紙代、工事費等を含む。]

民間に10件売却
22億4000万円損失
川崎市土地開発公社
川崎市は4日、市土地
開発公社が昨年度保有す
る土地10件を民間に売却
したと発表し、約22億40
00万円の損失が出たと
を明らかにした。損失い
土地を多数抱えている
土地を保有し、そのう
は公社の準備金で穴埋め
た。このため、00年9月
ち利息が約3割の約23
した。市議会本会議で青
の経営健全化計画に従
5億円に上っている。今
山圭一市議(民主・市民)
い、土地の売却を進め
後5件の土地を売却する
の賛同に答えた。予
定で、さらに約8億6
土地開発公社は市の
樹沢孝夫財政局長の答
000万円の損失が出る
依頼で土地の先行取得
を併せよると、03年3
月現見込み。
行ってきたが、保有し
た在、公社は191件、
帳簿上の価格で818億
円、約1億1000万円
もの用途の決まらな
【高橋慶浩】

毎日新聞 03年7月5日

「選挙の月なのに調査費多い」

市議会の監査を請求

かわさき市民
オンブズマン

かわさき市民オンブズマンは19日、川崎市議会の03年4月の政務調査費が、選挙のあった月にも監査結果が出るという。同オンブズマンが昨年4月の政務調査費を調べたところ、自民、民主・市民、公明の各党派はい

政務調査費返還で市監査委員

オンブズマン請求却下

市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら二人)が、川崎市議に、支給された政務調査費の一部を返還させるよう、市に対して求めた住民監査請求を市監査委員が却下したことが二日、分かった。オンブズマンは、市議の視察費用などに充てられる政務調査費に出がなざわなざとびりごにとばならぬ」として訴える。オンブズマン側は「税金の使途に市民が疑問を持つ

読売新聞 04年4月3日

ずれも「研究研修費」と「視察調査費」の支出があった。市議選は4月4日告示、13日投票された。同オンブズマンは「選挙の前後に視察や研修に行く時間があったとは考えにくい」と話している。政務調査費は地方自治法や市の条例に基づき、議員1人あたり月45万円が支給され、交際費や選挙活動に使うことを禁止されている。条例上、支出内容を報告する際に領収書など証明書類の提出は必要ない。

朝日新聞 04年2月20日

平成15年度 4月分政務調査費収支報告書

単位円

項目	自民党	民主・市民	共産党	公明党	市民同志会	神奈川ネッ	猪股美恵	稲本 隆
研究研修費	1,076,956	1,032,178	0	456,415	125,312	394,921		18,000
視察調査費	1,671,177	902,467	0	2,233,889	0	0		0
資料費	797,489	346,386	251,758	165,347	225,703	108,043		43,250
広報広聴費	1,060,140	2,028,570	2,907,450	328,901	80,916	189,738		227,870
人件費	664,378	1,075,250	2,260,898	1,212,300	240,000	168,620	163,360	160,880
事務費	1,087,420	852,044	262,167	1,002,577	450,038	336,931	191,178	0
その他	842,440	490,285	144,597		250,754	154,548		0
支出合計	7,200,000	6,727,180	5,826,870	5,399,429	1,372,723	1,352,801	354,538	450,000
返還額	0	22,820	23,130	571	0	0	95,462	0

平成14年度政務調査費平均支出月額 単位円(銭を四捨五入)

項目	自民党	民主・市民	共産党	公明党	市民同志会	神奈川ネッ	猪股美恵	稲本 隆
研究研修費	2,484,273	988,808	284,661	288,581	155,776	301,308	18,239	49,417
視察調査費	1,004,703	690,419	41,515	2,453,759	402,875	7,912	14,291	37,885
資料費	838,945	331,335	293,758	486,956	101,059	171,319	80,815	17,859
広報公聴費	1,081,983	2,481,287	2,055,915	1,127,678	329,910	458,763	137,789	58,803
人件費	628,730	944,542	2,489,674	242,705	156,667	155,713	87,172	215,013
事務費	949,341	955,881	541,398	791,531	87,087	24,182	56,476	71,023
その他	211,426	353,343	140,578		124,646	230,818	0	0
支出合計	7,199,401	6,745,615	5,847,499	5,391,210	1,358,020	1,350,015	394,782	450,000
返還額	0	4,385	2,585	8,790	0	0	55,219	0

川崎市監査委員 殿

2004年2月19日

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802

川崎合同法律事務所内

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

同 江口 武正

事務局長 清水 芳治

担当幹事 佐々木 玲吉

篠原 義仁

江口 武正

清水 芳治

佐々木 玲吉

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求書

第1、主張事実

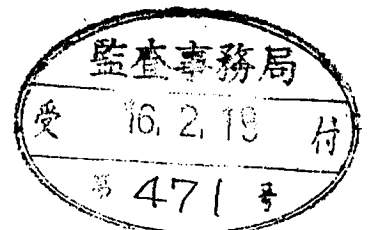
1、政務調査費の性格と目的

地方自治法第100条13項及び14項、及び川崎市政務調査費の交付に関する条例に基づき、川崎市議会各会派に対し交付される政務調査費（議員1人当たり月額45万円）は、同法232条の2に定める補助金であり、公益上必要がある場合のみ支出がなされるべきものである。

政務調査費は、「市議会議員の市政に関する調査研究に資するため」交付されるものである。したがって、調査にあたっては、調査研究項目と川崎市政との関連性が明確にされる必要がある。

このことについて条例第2条は「会派は、調査費の交付が、市政に関する会派の調査研究活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、調査費を適正に使用しなければならない」としており、第10条は政務調査費の用途基準を「別表（第10条関係）」のとおり定めている。

なお、同別表注書きにおいて、交際費的経費はもちろん、政党又は政治団体



の構成員としての活動に属する経費や選挙活動にかかる経費などはその目的に該当しないとしている。

2、平成15年4月の政務調査費

平成15年4月は、統一地方選挙が行われた月であり、議員の任期は同時期をもって満了した。

一方、政務調査費は、平成15年4月分として改選前議員の属する各会派に1月当たり45万円が交付された。

ところで、川崎市議会議員選挙は4月13日に実施されたが、現職で立候補した議員は、少なくとも月の半分は、政務調査費の支出が禁止されている選挙活動に専念したはずである。また、立候補をしなかった議員についていうと選挙後の時期において「市議会議員の市政に関する調査研究」を行ったとはいえない。

従って、平成15年4月の政務調査費を使つての市政に関する調査、研究は各費目とも、原則的には選挙のなかった時期のそれと対比して、大幅に減少してしかるべきである。

3、現実の収支報告

(1) しかるに、各会派の平成15年4月の支出状況は別表のとおりとなっている（「平成15年4月分政務調査費収支報告書」欄記載のとおり）。

他方、選挙のなかった平成14年度の政務調査費の平均支出月額別表のとおりとなっている（「平成14年度政務調査費平均支出月額」欄記載のとおり）。

これを対比してみると、

- ① 平成15年4月に係る研究研修費は、日本共産党及び無所属会派（猪俣美恵議員）はゼロであるのに対し、その余の会派、自民党、民主・市民、公明党、市民同志会、神奈川ネット及び無所属会派稲本隆議員はいずれも同費目の支出を計上し、

- ② 同視察調査費は、日本共産党、市民同志会、神奈川ネット、猪俣議員及び稲本議員がゼロであるのに対し、自民党、民主・市民、公明党はいずれも同費用の支出を計上している。

この二費目合計を平成14年度月平均支出額と比較すると下記のとおりとなる。

	自民党	民主・市民	共産党	公明党
平15. 4	2,748,133円	1,934,645円	0円	2,690,304円
平14年平均	3,488,976円	1,679,227円	326,176円	2,738,420円

市民同志会	神奈川ネット	猪俣美恵	稲本 隆
125,312円	394,921円	0円	18,000円
558,601円	309,220円	32,530円	87,302円

(以上は研究研修費と視察調査費の合計である)

日本共産党及び猪俣議員の平成15年4月の前記支出状況は肯定できるが、残る他会派（但し、少額支出会派はさておく）の同支出状況は、前記選挙期間中であることを考慮した場合、違法、不当な支出があったものと推認される。

- (2) いずれにしても、現在、政務調査費の支出内容についてその使途と金額などについて領収書を添えて自主的に全面公開している会派は、日本共産党と猪俣議員のみであり、そのガラス張りの態度と前記費用にかかる支出状況の健全さは符号している。

他会派は、第7号書式を用いて「政務調査費収支報告書」を一通、市議会議長宛に提出するのみで、その裏付け資料、領収書等は一切提出しておらず、かつ、その情報の自主的公開も行っていない（ちなみに、条例施行規則第9条は「領収書その他の支出を証明する書類」につき、各会派の経理責任者に

会計帳簿の調製とともに、その5年間の保存を義務づけているが、第10条は第7号書式による収支報告を規定しているものの、前記裏付け資料の添付を義務づけていない)。

4、まとめ

以上の次第で、市民からの重要な税金から支出されている政務調査費の用途の実態は、裏付け資料、領収書などを添付して報告されるべきである。

同時に、その支出が違法、不当と推認される前記各会派の用途及び金額につき、関係職員の手によって具体的、実体的な調査が行われる必要がある。

第2、措置請求

前記法律及び条例などに基づいて政務調査費はその目的にそって支出されるべきであるところ、前記各会派（適正処理している会派は除く）にあっては、平成15年4月分を検討してみたところ、その違法、不当な支出が確認され、従って、その公金支出につき、その是正の措置を行うべきである（その違法性が確認された場合は、遡及的に全面的調査が行われるべきである）。

よって、地方自治法第242条に基づき、平成15年4月分政務調査費につき、川崎市及び関係職員に対し、監査委員は、各会派の経理責任者の保有する政務調査に関する一切の資料を点検し、然るべき勧告をなすよう求めて本請求を行う次第である。

なお、本監査請求の対象となっている前記会派所属の監査委員にあっては、本監査請求手続の関与を回避すべきである。

(疎明資料)

- 1、収支報告一覧表
- 2、政務調査費収支報告書
- 3、条例及び施行規則

平成16年3月18日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原義仁様
同 江口武正様
事務局長 清水芳治様
担当幹事 佐々木玲吉様

川崎市監査委員 舘 健 三
同 奥 宮 京 子

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求について（通知）

平成16年2月19日付け川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

なお、本件措置請求に関しては、法第199条の2の規定により、市議会選出の本間悦雄監査委員及び西村英二監査委員は、除斥となったことを申し添えます。

理 由

- 1 本件措置請求は、川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき各会派に交付された平成15年4月分の政務調査費のうち研究研修費及び視察調査費（以下「研究研修費等」という。）について、適正処理している会派（当該月の研究研修費等の支出額が0円の会派）及び少額支出会派を除く各会派において、条例別表（第10条関係）に定める用途以外に使用したことを原因として、川崎市長等に当該各会派への違法又は不当な公金の支出があったとし、また、川崎市に当該違法又は不当な公金の支出相当分についての不当利得返還請求権が発生したとして、当該違法又は不当な公金の支出の是正及び当該各会派への不当利得返還請求権の行使を求めたものと解される。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求（措置請求）は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解されている。また、住民監査請求（措置請求）においては、対象とする行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、対象とする行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、対象とする行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が前述の程度に具体的に摘示されていないと認められ

るときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は当該請求について監査をする義務を負わないとされている（最高裁判所平成2年6月5日判決参照）。

- 3 政務調査費は、法第100条第13項の規定により、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し交付されているものである。

請求人は、本件措置を求める原因となる行為を平成15年4月分の研究研修費等の支出に限定してはいるものの、個別に違法又は不当とする事実の摘示を行っていない。当該月の研究研修費等の支出は、各会派それぞれ複数回にわたり、かつ、個々の支出ごとに金額及び使用目的が異なっていると考えられるところ、これらの支出全般を一体とみて違法又は不当性を判断することが相当であるとは認められない。

また、請求人は、平成15年4月は、同月13日に川崎市議会議員選挙が行われたため、少なくとも月の半分は、研究研修費等の支出が禁止されている選挙活動に専念したはずで、当該月の研究研修費等は社会一般常識として違法又は不当な支出があったものと推認される旨の主張を行っているのみであり、違法又は不当とする事実を具体的に証する書面の提出も行っていない。平成15年4月4日に川崎市議会議員選挙の選挙期日の告示がなされ、同月13日に当該選挙が行われたことは事実であるが、前述した政務調査費の性格及び議員の任期が平成15年5月2日までであったことを考え合わせると、選挙活動期間を含むからといって、社会通念上、当該月において研究研修費等の支出がなされないということはできず、請求人の主張は漠然とした憶測にすぎない。

したがって、本件措置請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載を総合しても、監査請求の対象となる行為等が、他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示されているとはいえず、本件措置請求は、請求の特定を欠き、一定の期間内で違法又は不当な支出があるか

どうかの包括的探索的な監査を求めているものと言わざるを得ない。

- 4 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、これを却下すべきものと判断した。

毎日新聞 04年3月25日

13市が「領収書」要添付

県内市議 政務調査費 川崎、横浜など不要

横浜660万円、三浦ゼロ。県内の市議の政務調査費(年額)は格差が広がる。その収支報告の時期を迎え、昨年アップした横須賀市議会では「領収書を添付するか否か」で約1カ月も審議を重ねるが、結論は先送り。「使途の透明性を高めるために添付すべきだ」との声が出ている。政務調査費が問題化したのは、昨年春に公選法違反の罪に問われた神田健三元県議(当時、自民)の公判だった。検察側が「私的に流用した」と暴露したが、県議会では各派ごとの支給、収支報告で、しかも領収書なしの

規定のため、神田元県議個人の収支報告の実態は分からない仕組みだ。政務調査費は本来、視察や資料代などに使われる。昨年12月に月2万5000円アップを決めた横須賀市議会の02年度の収支報告を点検すると、1人会派の議員を除き、各会派は支給分をオーバーした報告だ。しかし、

広報広聴費460万6530円(自民)や調査費362万3335円(新政会)など、その内容は領収書添付ではないため、具体的な事実が市民サイドには不明だ。県内の19市議会を見ると、13市が領収書(コピー)の添付を義務付けたり、慣例化。年額の少ない市ほど厳しい報告を求め、横浜や川崎など大都市は添付なしが続く。

24日も議会運営委を開いた横須賀市議会。領収書問題も含め、調査研究部会を設置する方針だが、構成はまた継続審議になった。【網谷利一郎】

川崎市が市議会議員に渡すお金はいくら

支給合計

			総合計	年俸	諸手当	委員会報酬	視察旅行	政務調査費
環境	1番	佐野仁昭	21,249,430	10,440,000	5,258,400	13,500	137,530	5,400,000
環境	8番	東正則	21,282,660	10,440,000	5,251,400	54,000	137,260	5,400,000
環境	10番	菅原進	21,262,110	10,440,000	5,251,400	13,500	157,210	5,400,000
環境	13番	浅野文直	21,227,830	10,440,000	5,230,400	0	157,430	5,400,000
環境	23番	山田賀世	20,999,650	10,440,000	5,083,400	0	76,250	5,400,000
環境	28番	増渕榮一	22,044,290	10,440,000	5,251,400	11,500	941,390	5,400,000
環境	30番	笠原勝利	21,863,170	10,440,000	5,069,400	0	953,770	5,400,000
環境	33番	斎藤隆司	21,303,430	10,440,000	5,258,400	67,500	137,530	5,400,000
環境	35番	宮崎光雄	21,235,930	10,440,000	5,258,400	0	137,530	5,400,000
環境	43番	平子瀧夫	22,051,660	10,440,000	5,167,400	887,050	157,210	5,400,000
環境	48番	坂本茂	21,384,800	10,440,000	5,335,400	0	209,400	5,400,000
環境	55番	近藤正美	21,999,800	10,440,000	5,223,400	0	936,400	5,400,000
健康福祉	5番	渡辺あつ子	21,287,530	10,440,000	5,300,400	67,500	79,630	5,400,000
健康福祉	7番	粕谷葉子	21,678,840	10,440,000	5,300,400	397,800	140,640	5,400,000
健康福祉	14番	石田康博	21,297,000	10,440,000	5,293,400	34,500	129,100	5,400,000
健康福祉	19番	石田和子	21,285,100	10,440,000	5,293,400	13,500	138,200	5,400,000
健康福祉	20番	西尾理恵子	21,281,310	10,440,000	5,300,400	0	140,910	5,400,000
健康福祉	25番	後藤晶一	21,330,270	10,440,000	5,314,400	23,500	152,370	5,400,000
健康福祉	39番	菅原敬子	22,908,010	11,520,000	5,793,200	34,500	160,310	5,400,000
健康福祉	41番	小林貴美子	22,131,110	10,440,000	5,342,400	0	948,710	5,400,000
健康福祉	45番	矢沢博孝	22,128,840	10,440,000	5,286,400	77,000	925,440	5,400,000
健康福祉	50番	市古映美	22,249,540	10,440,000	5,286,400	955,990	167,150	5,400,000
健康福祉	56番	佐藤忠次	22,027,900	10,440,000	5,279,400	40,500	868,000	5,400,000
健康福祉	59番	松島輝雄	21,353,270	10,440,000	5,293,400	67,500	152,370	5,400,000
健康福祉	61番	高巖	21,322,500	10,440,000	5,272,400	81,000	129,100	5,400,000
市民	4番	明石泰子	21,152,880	10,440,000	5,237,400	13,500	61,980	5,400,000
市民	9番	花輪孝一	21,289,930	10,440,000	5,272,400	27,000	150,530	5,400,000
市民	11番	猪股美恵	21,160,380	10,440,000	5,258,400	0	61,980	5,400,000
市民	18番	岩田サヨ子	21,221,660	10,440,000	5,258,400	0	123,260	5,400,000
市民	21番	潮田智信	21,375,990	10,440,000	5,321,400	23,000	191,590	5,400,000
市民	29番	鍋木茂哉	22,084,030	10,440,000	5,251,400	36,500	956,130	5,400,000
市民	38番	佐藤忠	22,013,360	10,440,000	5,237,400	0	935,960	5,400,000
市民	40番	柏木雅章	20,895,400	10,440,000	5,055,400	0	0	5,400,000
市民	42番	志村勝	22,184,040	10,440,000	5,342,400	0	1,001,640	5,400,000
市民	46番	上原國男	21,307,190	10,440,000	5,307,400	0	159,790	5,400,000
市民	47番	長瀬政義	21,309,160	10,440,000	5,230,400	27,000	211,760	5,400,000
市民	51番	竹間幸一	21,200,320	10,440,000	5,230,400	11,500	118,420	5,400,000
総務	3番	佐藤喜美子	21,743,140	10,440,000	5,377,400	384,820	140,920	5,400,000
総務	12番	中川啓	22,232,760	10,440,000	5,370,400	13,500	1,008,860	5,400,000
総務	15番	嶋崎嘉夫	22,082,290	10,440,000	5,293,400	0	948,890	5,400,000
総務	16番	大島明	21,341,950	10,440,000	5,356,400	0	145,550	5,400,000
総務	17番	徳竹喜義	21,301,420	10,440,000	5,300,400	13,500	147,520	5,400,000
総務	22番	飯塚正良	21,393,260	10,440,000	5,370,400	0	182,860	5,400,000
総務	24番	雨笠裕治	21,380,360	10,440,000	5,363,400	27,000	149,960	5,400,000
総務	34番	西村英二	21,402,890	10,440,000	5,363,400	0	199,490	5,400,000
総務	44番	本間悦雄	22,224,420	10,440,000	5,363,400	0	1,021,020	5,400,000
総務	52番	市村護郎	21,273,920	10,440,000	5,286,400	0	147,520	5,400,000
総務	54番	栄居義則	22,089,500	10,440,000	5,300,400	0	949,100	5,400,000
総務	57番	大場正信	22,060,450	10,440,000	5,251,400	0	969,050	5,400,000
総務	60番	水科宗一	22,028,800	10,440,000	5,300,400	0	888,400	5,400,000
総務	63番	原修一	22,061,290	10,440,000	5,272,400	0	948,890	5,400,000
まちづくり	2番	石川建二	21,230,010	10,440,000	5,272,400	0	117,610	5,400,000
まちづくり	6番	青山圭一	21,241,580	10,440,000	5,279,400	0	122,180	5,400,000
まちづくり	26番	岩崎善幸	21,343,620	10,440,000	5,286,400	67,500	149,720	5,400,000
まちづくり	27番	伊藤弘	21,674,190	10,440,000	5,265,400	438,820	129,970	5,400,000
まちづくり	31番	関口	21,251,675	10,440,000	5,279,400	0	132,275	5,400,000
まちづくり	32番	吉沢西友	21,254,750	10,440,000	5,272,400	0	142,350	5,400,000
まちづくり	36番	稲本隆	22,057,210	10,440,000	5,279,400	11,500	926,310	5,400,000
まちづくり	37番	玉井信重	22,005,720	10,440,000	5,244,400	0	921,320	5,400,000
まちづくり	49番	宮原春夫	21,391,480	10,440,000	5,370,400	11,500	169,580	5,400,000
まちづくり	53番	立野千秋	21,173,570	10,440,000	5,272,400	0	61,170	5,400,000
まちづくり	58番	深瀬浩由	22,065,460	10,440,000	5,279,400	0	946,060	5,400,000
まちづくり	62番	小泉昭男	24,728,600	12,960,000	6,368,600	0	0	5,400,000
まちづくり	64番	野村敏行	22,428,635	10,440,000	5,272,400	384,820	931,415	5,400,000

第8回全国情報公開度ランキング

政令指定都市 総合ランキング

総合順位		自治体名	金額 コピー代(円)	ポイント											合計	百点満点換算
本年	昨年			コピー代	交際費	監査			入札		土地開発公社					
						事務局 復命書 氏名	監査 報告書 内容	おける 質疑 監査に	資料の 公開	物品 購入 (紙等)	業務 委託 (清掃等)	制度	取得 価格	積上 価格		
1	2	横浜市	10	30	15	5	15	0	10	6	6	3	15	15	120	80
2	8	千葉市	10	30	7	5	7	0	10	6	6	3	15	15	104	69
3	10	福岡市	10	30	7	5	0	15	10	0	6	10	3	15	101	67
4	2	川崎市	10	30	12	5	0	10	10	0	0	3	15	15	100	67
5	12	名古屋市	10	30	10	5	7	15	10	6	6	3	6	0	98	65
6	4	京都市	10	30	10	5	0	15	10	0	6	3	3	15	97	65
7	11	神戸市	10	30	10	5	15	0	10	0	0	3	6	15	94	63
8	5	広島市	20	10	15	5	7	15	10	0	6	3	6	15	92	61
9	7	札幌市	10	30	10	5	0	0	10	0	0	3	6	15	79	53
10	1	仙台市	10	30	7	5	0	0	10	0	0	3	3	15	73	49
11	—	さいたま市	10	30	5	5	2	5	10	0	6	3	6	0	72	48
12	6	北九州市	10	30	2	5	0	0	10	0	0	3	3	15	68	45
13	8	大阪市	10	30	2	5	0	0	0	0	0	3	0	0	40	27

政令指定都市 開示度ランキング

開示度順位		自治体名	交際費	ポイント									合計	百点満点換算
本年	昨年			監査			入札		土地開発公社					
				事務局 復命書 氏名	報告書 内容	おける 質疑 監査に	資料の 公開	物品 購入 (紙等)	業務 委託 (清掃等)	制度	取得 価格	積上 価格		
1	3	横浜市	15	5	15	0	10	6	6	3	15	15	90	75
2	1	広島市	15	5	7	15	10	0	6	3	6	15	82	68
3	8	千葉市	7	5	7	0	10	6	6	3	15	15	74	62
4	10	福岡市	7	5	0	15	10	0	6	10	3	15	71	59
5	3	川崎市	12	5	0	10	10	0	0	3	15	15	70	58
6	12	名古屋市	10	5	7	15	10	6	6	3	6	0	68	57
7	5	京都市	10	5	0	15	10	0	6	3	3	15	67	56
8	11	神戸市	10	5	15	0	10	0	0	3	6	15	64	53
9	7	札幌市	10	5	0	0	10	0	0	3	6	15	49	41
10	2	仙台市	7	5	0	0	10	0	0	3	3	15	43	36
11	—	さいたま市	5	5	2	5	10	0	6	3	6	0	42	35
12	6	北九州市	2	5	0	0	10	0	0	3	3	15	38	32
13	8	大阪市	2	5	0	0	0	0	0	3	0	0	10	8

政令指定都市 項目別ランキング

交際費		
順位	自治体名	ポイント
1	横浜市	15
1	広島市	15
3	川崎市	12
4	名古屋市	10
4	京都市	10
4	神戸市	10
4	札幌市	10
8	千葉市	7
8	福岡市	7
8	仙台市	7
11	さいたま市	5
12	北九州市	2
12	大阪市	2

監査		
順位	自治体名	ポイント
1	名古屋市	37
1	広島市	37
3	横浜市	30
3	福岡市	30
3	京都市	30
3	神戸市	30
7	川崎市	25
8	千葉市	22
8	さいたま市	22
10	札幌市	15
10	仙台市	15
10	北九州市	15
13	大阪市	5

入札		
順位	自治体名	ポイント
1	横浜市	12
1	千葉市	12
1	名古屋市	12
4	福岡市	6
4	京都市	6
4	広島市	6
4	さいたま市	6
8	川崎市	0
8	神戸市	0
8	札幌市	0
8	仙台市	0
8	北九州市	0
8	大阪市	0

公社		
順位	自治体名	ポイント
1	横浜市	33
1	千葉市	33
1	川崎市	33
4	福岡市	28
5	神戸市	24
5	広島市	24
5	札幌市	24
8	京都市	21
8	仙台市	21
8	北九州市	21
11	名古屋市	9
11	さいたま市	9
13	大阪市	3

第7期活動記録

2003年

- 5月10日(土) 第7回定例総会(中小企業・婦人会館)
- 5月20日(火) 第1回拡大幹事会(エポックなかはら)
- 5月21日(水) 原状回復事件およびKCT事件(横浜地裁502法廷)
- 5月30日(金) 弁護士費用敗訴者負担反対行動に参加
- 6月2日(月) 会報第35号印刷発送(中原区役所)
- 6月4日(水) 会報第35号印刷発送(中原区役所)
- 6月17日(火) 第2回拡大幹事会(エポックなかはら)
- 7月9日(水) 原状回復事件(横浜地裁502法廷)
- 7月15日(火) 第3回拡大幹事会(小杉鮎忠)
- 7月16日(水) KCT事件(横浜地裁502法廷)
- 7月23日(水) KCT学習会(川崎合同)
- 8月1日(金) 会報第36号印刷発送(中原区役所)
- 8月19日(火) 第4回拡大幹事会(中婦)
- 8月28日(木) KCT弁護士団学習会(川崎合同)
- 8月30日(土) 全国大会第1日(仙台)
- 8月31日(日) 全国大会第2日(仙台)
- 9月16日(火) 第5回拡大幹事会(中婦)
- 9月17日(水) KCT事件(横浜地裁502号法廷)
- 9月30日(火) KCT学習会
- 10月1日(水) 会報第37号印刷発送(中原区役所)
- 10月7日(火) KCT報告集会(中原市民館第1会議室)
- 10月21日(火) 第6回拡大幹事会(中婦)
- 10月29日(水) 原状回復請求事件判決(横浜地裁)延期
- 11月11日(火) 最高裁、代位訴訟弁護士費用事件川崎市の上告棄却(最高裁第三小法廷)
- 11月18日(火) 第7回拡大幹事会(中婦)
全国一斉情報公開請求
- 11月19日(水) KCT裁判、原状回復事件敗訴判決(横浜地裁502号法廷)
- 12月1日(月) 会報第38号印刷発送(中原区役所)
- 12月16日(火) 第8回拡大幹事会(中婦) + 忘年会
- 12月19日(金) 川崎市長宛て公開質問状(西口道路)と申入書(ミューザ川崎)提出

2004年

- 1月20日(火) 第9回拡大幹事会(中原市民館和室)
- 1月26日(月) KCT問題に関するオンブズマン声明を公表

- 1月28日(水) KCT事件(横浜地裁 502号法廷)
- 2月 2日(月) 会報第39号印刷発送(中原区役所)
- 2月17日(火) 第10回拡大幹事会(中婦)
- 2月19日(木) 03年4月度政務調査費監査請求
- 3月 1日(月) 原状回復事件控訴審結審(東京高裁 824号法廷)
- 3月16日(火) 第11回拡大幹事会(中婦)
- 3月18日(木) 政務調査費監査請求却下
- 3月19日(金) 川崎港臨海部現地調査・学習会・交流会
- 4月 1日(木) 会報第40号印刷発送(中原区役所)
- 4月14日(水) 原状回復事件東京高裁判決(東京高裁 824号法廷)
- 4月20日(火) 第12回拡大幹事会(中婦)
- 4月28日(水) 川崎市長宛て川崎港コンテナターミナル事業に関する公開質問状提出
- 5月12日(水) 総会資料集印刷(労働・公害センター)
- 5月13日(木) 総会資料集印刷(労働・公害センター)

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 郵便番号 210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX044-211-0123

振替 00270-3-85629

URL : <http://homepage2.nifty.com/kawa-omb/>

Eメール : shimizuyyn@pop21.odn.ne.jp

2004. 5. 15